

決算短信の様式並びに決算短信及び添付資料の記載要領等

(ページ)

(決算短信)

・ 決算短信（連結）	1
・ 個別財務諸表の概要	7

【連結財務諸表を作成しない会社用】

・ 決算短信（非連結）	15
-------------------	----

(中間決算短信)

・ 中間決算短信（連結）	23
・ 個別中間財務諸表の概要	29

【連結財務諸表を作成しない会社用】

・ 中間決算短信（非連結）	35
---------------------	----

【米国会計基準採用会社用】

・ 決算短信（連結）[米国会計基準]	42
--------------------------	----

(参考) 注記事項、定性的情報の決算発表時における省略の可否並びに

追加開示の要否及び方法（一覧）	43
-----------------------	----

・ 定性的情報の記載要領	44
--------------------	----

平成〇年〇月期

決算短信（連結）

平成 年 月 日

上場会社名
コード番号
(URL <http://www.>)

上場取引所
本社所在都道府県

代表者 役職名 氏名
問合せ先責任者 役職名 氏名 TEL () -

決算取締役会開催日 平成 年 月 日

親会社等の名称 (コード番号:) 親会社等における当社の議決権所有比率 %

米国会計基準採用の有無 有・無

1. 〇年〇月期の連結業績（平成 年 月 日～平成 年 月 日）

(1) 連結経営成績

	売上高	営業利益	経常利益
	百万円 %	百万円 %	百万円 %
〇年〇月期 ×年×月期			

	当期純利益	1株当たり 当期純利益	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	自己資本 当期純利益率	総資産 経常利益率	売上高 経常利益率
	百万円 %	円 銭	円 銭	%	%	%
〇年〇月期 ×年×月期						

(注)①持分法投資損益 〇年〇月期 百万円 ×年×月期 百万円
②期中平均株式数（連結） 〇年〇月期 株 ×年×月期 株
③会計処理の方法の変更 有・無
④売上高、営業利益、経常利益、当期純利益におけるパーセント表示は、対前期増減率

(2) 連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率	1株当たり純資産
	百万円	百万円	%	円 銭
〇年〇月期 ×年×月期				

(注)期末発行済株式数（連結） 〇年〇月期 株 ×年×月期 株

(3) 連結キャッシュ・フローの状況

	営業活動による キャッシュ・フロー	投資活動による キャッシュ・フロー	財務活動による キャッシュ・フロー	現金及び現金同等物 期末残高
	百万円	百万円	百万円	百万円
〇年〇月期 ×年×月期				

(4) 連結範囲及び持分法の適用に関する事項
連結子会社数 社 持分法適用非連結子会社数 社 持分法適用関連会社数 社

(5) 連結範囲及び持分法の適用の異動状況
連結（新規） 社 （除外） 社 持分法（新規） 社 （除外） 社

2. △年△月期の連結業績予想（平成 年 月 日～平成 年 月 日）

	売上高	経常利益	当期純利益
	百万円	百万円	百万円
中間期 通期			

(参考) 1株当たり予想当期純利益（通期） 円 銭

※ 業績予想の利用又は業績予想の開示形式に関する注意文言等の記載欄

「決算短信（連結）」の記載要領及び添付資料

1 「決算短信（連結）」の1枚目

(1) 表題等

○決算期の記載

- ・決算期については、原則として○年○月期と表記し、各項目での記載にあたっては、当期（今回の決算発表の対象となる連結会計年度）を上段に、前期（今回の決算発表の対象となる連結会計年度の直前の連結会計年度）を下段に記載する。

○上場取引所

- ・上場取引所名（国内のみ、略称可）を記載する。〔記載例〕上場取引所：東・大・名

○URL

- ・会社の自社のホームページ（投資判断情報を提供しているものに限る。）のURLを記載する。

○本社所在都道府県

- ・本社の所在地である都道府県名を記載する。

○決算取締役会開催日

- ・当該決算発表を行うことについて承認する取締役会（会社法第436条第3項の取締役会を指すものではない。）の開催日を記載する。なお、開催していない場合は、当該欄を削除する。

○親会社等の名称

- ・「親会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社）」又は「上場会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社」（以下、「親会社等」という。）を有している場合に、その親会社等の名称（複数ある場合には、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社（影響が同等である場合は、いずれか1社）の名称を記載し、それ以外の親会社等については「（ほか○社）」と記載する。）、当該親会社等（名称を記載した親会社等）のコード番号（証券コードがある場合のみ記載）及び当該親会社等（名称を記載した親会社等）における上場会社の議決権所有比率（間接所有分を含む。小数第一位未満を四捨五入する。）について記載する。（親会社等がない場合は、当該欄を削除する。）

○米国会計基準採用の有無

- ・連結財務諸表作成にあたって米国会計基準を採用している場合は、「有」をチェックする。それ以外は「無」をチェックする。なお、「有」をチェックした場合は、表題部分に「米国会計基準採用」と付記し、連結業績等の項目名に各社で所要の修正を加えて作成する。

(2) 連結業績

○売上高、営業利益、経常利益、当期純利益（マイナスの場合は数値の前に「△」を表示する。）

- ・原則として百万円未満を四捨五入する。ただし百万円未満切捨ても可。いずれの場合も経営成績欄の上部右端にその旨を記載すること。前期に関する数字の端数処理方法は、当期に関する数字の端数処理において採用した方法に合わせる。（「持分法投資損益」、「総資産」、「純資産」及び「連結キャッシュ・フローの状況」について同じ。）

○対前期増減率（小数第一位未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「△」を表示する。）

$$\left(\frac{\text{当期の数値}}{\text{前期の数値}} - 1 \right) \times 100$$

- ・当期又は前期の利益（営業利益、経常利益、当期純利益）のいずれか一方でもマイナスの場合又は1000%を超える場合は「－」を記載する。

○1株当たり当期純利益（銭未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「△」を表示する。）

$$\frac{\text{普通株式に係る当期純利益}}{\text{普通株式の期中平均株式数}}$$

- ・算定方法は、〈企業会計基準第二号〉一株当たり当期純利益に関する会計基準12～19に基づく。
- ・前期欄については、株式分割等を行った場合においても、前期の数値をそのまま記載する（遡及修正値等を記載する場合には、別途、別紙又は欄外に記載する。）。

○潜在株式調整後1株当たり当期純利益（銭未満を四捨五入する。）

$$\frac{\text{普通株式に係る当期純利益} + \text{当期純利益調整額}}{\text{普通株式の期中平均株式数} + \text{普通株式増加数}}$$

- ・算定方法は〈企業会計基準第二号〉一株当たり当期純利益に関する会計基準20～22に基づく。
- ・利益が希薄化しない場合又は当期純利益がマイナスの場合は「－」を記載する。
- ・前期欄については、株式分割等を行った場合においても、前期の数値をそのまま記載する（遡及修正値等を記載する場合には、別途、別紙又は欄外に記載する。）。

○自己資本当期純利益率（小数第一位未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「△」を表示する。）

$$\frac{\text{当期純利益}}{(\text{純資産の部合計} - \text{新株予約権} - \text{少数株主持分})} \times 100$$

※ 期首と期末の平均値〔（期首の値＋期末の値）÷2〕とする。

○総資産経常利益率（小数第一位未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「△」を表示する。）

$$\frac{\text{経常利益}}{(\text{期首総資産} + \text{期末総資産}) \div 2} \times 100$$

- ・総資産は、資産の部合計とする。

○売上高経常利益率（小数第一位未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「△」を表示する。）

$$\frac{\text{経常利益}}{\text{売上高}} \times 100$$

○持分法投資損益（マイナスの場合は数値の前に「△」を表示する。）

- ・持分法投資損益がない場合には金額欄に「－」を記載する。

○期中平均株式数（連結）

- ・株式数を1株単位で記載する。
- ・1株当たり当期純利益の計算に利用する期中平均株式数と一致させる。

○会計処理の方法の変更

- ・当期における「連結の範囲」以外の連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更の有無を記載する（会計基準等の改正に伴うものを除く。）。

○総資産

- ・期末資産の部の合計を記載する。

○純資産（マイナスの場合は数値の前に「△」を表示する。）

- ・期末資本の部の合計を記載する。

○自己資本比率（小数第一位未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「△」を表示する。）

$$\frac{\text{期末純資産の部合計} - \text{期末新株予約権} - \text{期末少数株主持分}}{\text{期末資産の部合計}} \times 100$$

○1株当たり純資産（銭未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「△」を表示する。）

$$\frac{\text{期末の普通株式に係る純資産額}}{\text{期末の普通株式の発行済株式数（欄外に記載される期末発行済株式数）}}$$

- ・算定方法は、〈企業会計基準適用指針第四号〉一株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針34、35に基づく。
- ・前期欄については、株式分割等を行った場合においても、前期の数値をそのまま記載する（遡及修正値等を記載する場合には、別途、別紙又は欄外に記載する。）。

○期末発行済株式数（連結）

- ・株式数を1株単位で記載する。
- ・1株当たり純資産の計算に利用する分母となる株式数と一致させる。

○連結キャッシュ・フローの状況（マイナスの場合は数値の前に「△」を表示する。）

- ・連結キャッシュ・フロー計算書における「営業活動によるキャッシュ・フロー」、「投資活動によるキャッシュ・フロー」、「財務活動によるキャッシュ・フロー」及び「現金及び現金同等物の期末残高」を記載する。

○連結範囲及び持分法の適用に関する事項

- ・連結子会社数などそれぞれの会社数を記載する。

○連結範囲及び持分法の適用の異動状況

- ・前期と比較して、新たに連結子会社に含めた会社がある場合又は連結子会社から除外した会社がある場合について、それぞれの会社数を記載する。また、持分法適用会社の異動の場合も連結子会社の場合に準じて記載する。

(3) 連結業績予想

○売上高、経常利益、当期純利益（マイナスの場合は数値の前に「△」を表示する。）

- ・次期（次の決算発表の対象となる連結会計年度）の中間期及び通期の業績予想を記載する。

○1株当たり予想当期純利益（通期）

普通株式に係る予想当期純利益

期末発行済株式数(当期末)

- ・分子は、1株当たり当期純利益の算定方法に準じる。
- ・分母は、1(2)「連結財政状態」の欄外に記載する当期の「期末発行済株式数」とする。
- ・上記以外の方法により算出する場合（既に決議・開示されている株式分割等による株式数の増加を考慮する場合など）には、その旨と計算上の根拠を注記する。

○業績予想の利用又は業績予想の開示形式に関する注意文言等の記載

- ・「経営成績及び財政状態」等における記載内容を参照すべき旨と参照ページを記載する。
- ・何らかの合理的な事情により、「決算短信（連結）」を所定の様式に沿って作成していない場合には、その旨を記載する。なお、「経営成績及び財政状態」において、その理由を記載する。

2 添付資料

(1) 企業集団の状況

- ・有価証券報告書の「事業の内容」に記載する「事業系統図」、「関係会社の状況」等を利用し、企業集団について、親会社や重要な子会社等を分かりやすく記載する。
- ・上場会社の子会社のうち、国内の証券市場に株式を上場（又は公開）している会社について、会社名及び上場（公開）市場の名称を記載する。

(2) 経営方針並びに経営成績及び財政状態

- ・「定性的情報の記載要領」参照

(3) 連結財務諸表等

- ・連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書（当期と前期の比較形式。主な項目の増減も併せて記載）並びに連結財務諸表作成の基本となる重要な事項を添付する。（連結財務諸表規則に基づいて記載する。）
- ・「連結財務諸表作成の基本となる重要な事項」については、当期に連結財務諸表作成の基本となる重要な事項の変更があった場合には、その内容及び損益に与える影響額も記載する。
- ・連結財務諸表規則において記載が求められる注記事項等（連結財務諸表規則第15条の2から第15条の11まで及び第15条の22に定める注記事項等を除く。）を記載する（脚注形式でも別紙形式でも可）。ただし、連結貸借対照表、連結損益計算書上他の科目と区別して記載のあるもの又は「経営成績及び財政状態」等他の適当な箇所に記載があるものは注記を要しない。
- ・上記以外の連結財務諸表規則において記載が求められる注記事項等（連結財務諸表規則第15条の2から第15条の11まで及び第15条の22において記載が求められる注記事項等、以下に掲げる①～⑨の事項）については、別紙形式（注記の表題を掲げて表示する方式）で記載する（関連当事者との取引及び税効果会計を除き当期と前期の比較形式）。
 - ① セグメント情報
 - ② リース取引
 - ③ 関連当事者との取引
 - ④ 税効果会計
 - ⑤ 有価証券
 - ⑥ デリバティブ取引
 - ⑦ 退職給付
 - ⑧ スtock・オプション等（連結財務諸表規則第15条の9から第15条の11までに定める注記事項）
 - ⑨ 継続企業の前提
- ※ ⑨継続企業の前提に関する注記は、適時開示規則第2条第1項第1号afの規定により、上場会社が、財務諸表等に継続企業の前提に関する事項を注記することを決定した場合、直ちに開示する必要がある（決算発表時であれば決算短信の添付資料に記載し、決算発表後であれば別途資料により開示を行う。）。
- ※ ⑨継続企業の前提に関する注記において、当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するために経営者が行った対応及び将来の計画を記載する場合は、定性的情報における「中長期的な会社の経営戦略」、「会社の対処すべき課題」、「経営成績」、「財政状態」の記述と内容的に重複するものであっても、当該記載欄に独立して記載するものとする。
- ・普通株式と権利関係の異なる種類株式（優先株、劣後株等）を発行している場合及び「米国会計基準」を採用している場合は、1株当たり当期純利益の計算内容並びに種類毎の期中平均株式数及び期末発行済株式数についても記載する。

(4) 生産、受注及び販売の状況（当期と前期の比較形式）

- ・「経営成績及び財政状態」等他の適当な箇所に記載があるものは記載を要しない。

(5) 個別財務諸表の概要（詳細は、「個別財務諸表の概要」の記載要領を参照）

(6) その他

- ・記者会見、決算説明会（決算発表後一両日程度以内に実施されるもの）において使用することを目的に、決算短信及び上記(1)から(5)までの添付資料以外の内容を含む資料を作成した場合には、当該資料を決算発表資料に添付する、又は、「決算発表資料の追加（決算説明会資料）」等として開示する。

(注) 1 添付資料の金額単位は原則として決算短信（連結）の1枚目と同一（百万円単位）とする。ただし、添付資料の金額単位が1枚目の金額単位未満（千円単位）となる場合は同一でなくてもかまわない。

2 有価証券に係る注記の記載にあたっては、個別決算情報と連結決算情報を同時に発表する場合は、個別財

務諸表の概要に「有価証券」として注記するもの（子会社株式及び関連会社株式関係）を併せて記載することができる。

- 3 リース取引、デリバティブ取引及びストック・オプション等に係る注記事項は、省略して開示しても差し支えないと判断できるものである場合は、記載を省略することができる（有価証券報告書がE D I N E Tにより開示される場合に限る。）。この場合には項目名を削除せず、「E D I N E Tにより開示を行うため記載を省略している」旨記載すること。なお、開示することを妨げるものではない。
- 4 決算期末後40日以内に決算発表をする会社については、決算発表時点までに注記事項（セグメント情報、有価証券及び継続企業の前提に係る注記を除く。）の記載内容が定まっていない場合であっても、当該注記事項を省略して開示しても差し支えないと判断できるものであるときは、当該注記を省略して決算発表を行うことができる。なお、この場合には、各項目名を削除せず、「記載が可能になり次第『決算発表資料の追加』として開示する」旨及び追加開示の予定時期を記載し、決算発表時点で省略した注記事項については、決算期末後70日以内において記載が可能になり次第「決算発表資料の追加（注記事項【追加する注記事項の名称】）」（複数の注記事項について同時に追加開示する場合は、必ずしもすべての注記事項の名称を記載する必要はないが、複数の注記事項についての開示であることが分かるものとする。）として開示すること。
- 5 決算短信（連結）の1枚目及び添付資料はA 4判で作成する。また、1枚目の部分が2枚にわたる場合、表中の数値は1枚目に記載し、注記事項を2枚目に記載すること。

平成○年○月期

個別財務諸表の概要

平成 年 月 日

上場会社名
コード番号
(URL <http://www.>)

上場取引所
本社所在都道府県

代表者 役職名 氏名
問合せ先責任者 役職名 氏名 TEL () -
決算取締役会開催日 平成 年 月 日 配当支払開始予定日 平成 年 月 日
定時株主総会開催日 平成 年 月 日 単元株制度採用の有無 有 (1単元 株)・無

1. ○年○月期の業績 (平成 年 月 日～平成 年 月 日)

(1) 経営成績

	売上高	営業利益	経常利益
	百万円 %	百万円 %	百万円 %
○年○月期 ×年×月期			

	当期純利益	1株当たり 当期純利益	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	自己資本 当期純利益率	総資産 経常利益率	売上高 経常利益率
	百万円 %	円 銭	円 銭	%	%	%
○年○月期 ×年×月期						

(注)①期中平均株式数 ○年○月期 株 ×年×月期 株
②会計処理の方法の変更 有・無
③売上高、営業利益、経常利益、当期純利益におけるパーセント表示は、対前期増減率

(2) 財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率	1株当たり純資産
	百万円	百万円	%	円 銭
○年○月期 ×年×月期				

(注)①期末発行済株式数 ○年○月期 株 ×年×月期 株
②期末自己株式数 ○年○月期 株 ×年×月期 株

2. △年△月期の業績予想 (平成 年 月 日～平成 年 月 日)

	売上高	経常利益	当期純利益
中間期 通期			

(参考) 1株当たり予想当期純利益(通期) 円 銭

3. 配当状況

・現金配当	1株当たり配当金(円)						配当金総額 (百万円)	配当性向 (%)	純資産 配当率(%)
	第1四半期末	中間期末	第3四半期末	期末	その他	年間			
×年×月期									
○年○月期									
△年△月期(予想)									

(注)○年○月期期末配当金の内訳 記念配当 円 銭 特別配当 円 銭
その他の内訳 別紙参照

※ 業績予想の利用又は業績予想の開示形式に関する注意文言等の記載欄

「個別財務諸表の概要」の記載要領

1 「個別財務諸表の概要」の1枚目

(1) 表題等（連単同時発表の場合についても、会社名等の必要事項を記載する。）

○決算期の記載

- ・決算期については、原則として○年○月期と表記し、各項目での記載にあたっては、当期（今回の決算発表の対象となる事業年度）を上段に、前期（今回の決算発表の対象となる事業年度の直前の事業年度）を下段に記載する（3. 配当状況については、当該項目を参照）。

○上場取引所

- ・上場取引所名（国内のみ、略称可）を記載する。〔記載例〕上場取引所：東・大・名

○URL

- ・会社の自社のホームページ（投資判断情報を提供しているものに限る。）のURLを記載する。

○本社所在都道府県

- ・本社の所在地である都道府県名を記載する。

○決算取締役会開催日

- ・当該決算発表を行うことについて承認する取締役会（会社法第436条第3項の取締役会を指すものではない。）の開催日を記載する。なお、開催していない場合は、当該欄を削除する。

○配当支払開始予定日

- ・決算期末日を基準日とする配当の支払開始予定日について記載する。決算発表時に配当支払開始予定日が決定されていない場合は、「未定」と記載する。

○定時株主総会開催日

- ・定時株主総会開催日について記載する。

○単元株制度採用の有無

- ・単元株制度の採用の有無について記載する。
- ・単元株制度の採用会社は1単元の株式の数を記載する。

(2) 業績

○売上高・営業利益・経常利益・当期純利益（マイナスの場合は数値の前に「△」を表示する。）

- ・原則として百万円未満を四捨五入する。ただし百万円未満切捨ても可。いずれの場合も経営成績欄の上部右端にその旨を記載すること。前期に関する数字の端数処理方法は、当期に関する数字の端数処理において採用した方法に合わせる。こと。（「配当金総額」、「総資産」及び「純資産」について同じ。）

○対前期増減率（小数第一位未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「△」を表示する。）

$$\left(\frac{\text{当期の数値}}{\text{前期の数値}} - 1 \right) \times 100$$

- ・当期又は前期の利益（営業利益、経常利益、当期純利益）のいずれか一方でもマイナスの場合又は1000%を超える場合は「－」を記載する。

○1株当たり当期純利益（銭未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「△」を表示する。）

$$\frac{\text{普通株式に係る当期純利益}}{\text{普通株式の期中平均株式数}}$$

- ・算定方法は、〈企業会計基準第二号〉一株当たり当期純利益に関する会計基準12～19に基づく。

- ・前期欄については、株式分割等を行った場合においても、前期の数値をそのまま記載する（遡及修正値等を記載する場合には、別途、別紙又は欄外に記載する。）。

○潜在株式調整後1株当たり当期純利益（銭未満を四捨五入する。）

$$\frac{\text{普通株式に係る当期純利益} + \text{当期純利益調整額}}{\text{普通株式の期中平均株式数} + \text{普通株式増加数}}$$

- ・算定方法は〈企業会計基準第二号〉一株当たり当期純利益に関する会計基準20～22に基づく。
- ・利益が希薄化しない場合又は当期純利益がマイナスの場合は「－」を記載する。
- ・前期欄については、株式分割等を行った場合においても、前期の数値をそのまま記載する（遡及修正値等を記載する場合には、別途、別紙又は欄外に記載する。）。

○自己資本当期純利益率（小数第一位未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「△」を表示する。）

$$\frac{\text{当期純利益}}{\{ (\text{期首純資産の部合計} - \text{期首新株予約権}) + (\text{期末純資産の部合計} - \text{期末新株予約権}) \} \div 2} \times 100$$

○総資産経常利益率（小数第一位未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「△」を表示する。）

$$\frac{\text{経常利益}}{(\text{期首総資産} + \text{期末総資産}) \div 2} \times 100$$

- ・総資産は、資産の部合計とする。

○売上高経常利益率（小数第一位未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「△」を表示する。）

$$\frac{\text{経常利益}}{\text{売上高}} \times 100$$

○期中平均株式数

- ・株式数を1株単位で記載する。
- ・1株当たり当期純利益の計算に利用する期中平均株式数と一致させる。

○会計処理の方法の変更

- ・当期の会計方針の変更の有無を記載する（会計基準等の改正に伴うものを除く。）。

○総資産

- ・期末資産の部の合計を記載する。

○純資産（マイナスの場合は数値の前に「△」を表示する。）

- ・期末純資産の部の合計を記載する。

○自己資本比率（小数第一位未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「△」を表示する。）

$$\frac{\text{期末純資産の部合計} - \text{期末新株予約権}}{\text{期末資産の部合計}} \times 100$$

○1株当たり純資産（銭未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「△」を表示する。）

$$\frac{\text{期末の普通株式に係る純資産額}}{\text{期末の普通株式の発行済株式数（欄外に記載される期末発行済株式数）}}$$

- ・算定方法は、〈企業会計基準適用指針第四号〉一株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針34、35に基づく。
- ・前期欄については、株式分割等を行った場合においても、前期の数値をそのまま記載する（遡及修正値等を記載する場合には、別途、別紙又は欄外に記載する。）。

○期末発行済株式数

- ・株式数を1株単位で記載する。
- ・1株当たり純資産の計算に利用する分母となる株式数と一致させる。

○期末自己株式数

- ・株式数を1株単位で記載する。

(3) 業績予想

○売上高、経常利益、当期純利益（マイナスの場合は数値の前に「△」を表示する。）

- ・次期（次の決算発表の対象となる事業年度）の中間期及び通期の業績予想を記載する。

○1株当たり予想当期純利益（通期）

普通株式に係る予想当期純利益

期末発行済株式数（当期末）

- ・分子は、1株当たり当期純利益の算定方法に準じる。
- ・分母は、1.(2)「財政状態」の欄外に記載する当期の「期末発行済株式数」とする。
- ・上記以外の方法により算出する場合（既に決議・開示されている株式分割等による株式数の増加を考慮する場合など）には、その旨と計算上の根拠を注記する。

(4) 配当状況

○1株当たり配当金

- ・前期、当期、次期（次の決算発表の対象となる事業年度）の順に、各期に属する日を基準日とする普通株式に係る現金配当（配当財産が金銭である場合をいう。）の金額を記載する（次期（予想）欄については、予想配当金額を記載する。）。
- ・前期、当期、次期の各期における1株当たり配当金の額は、基準日ごとに区分して記載する（第1四半期末、中間期末、第3四半期末、期末、その他の5区分）。なお、第1四半期末、中間期末、第3四半期末、期末のそれぞれにつき、前期、当期、次期のいずれにおいても当該期末を基準日とする配当をしない場合（次期にあっては配当しない予想である場合）には、当該期末に係る記載欄は削除できる。「その他」の日（第1四半期末、中間期末、第3四半期末、期末以外の日）を基準日とする配当をしない場合（次期にあっては配当しない予想である場合）についても、同様に「その他」に係る記載欄を削除できる。なお、年間欄は、無配であっても削除しないこと。

（記載例…中間期末日及び期末日のみを基準日として現金配当を行う場合）

現金配当	1株当たり配当金(円)			配当金総額 (百万円)	配当性向 (%)	純資産 配当率(%)
	中間期末	期末	年間			
×年×月期						
○年○月期						
△年△月期(予想)						

- ・1株当たり配当金は、円単位で小数点以下第2位まで記載する（例：10円5銭の場合、10.05円）。
- ・配当をしない場合（次期にあっては配当しない予想である場合）には、当該欄には「－」を記入する。また、未定の場合は「未定」と記載する。
- ・年間欄は、第1四半期末、中間期末、第3四半期末、期末それぞれを基準日とする普通株式に係る現金配当の金額の合計を記載する。「その他」の日を基準日とする現金配当（配当予想を含む。）がある場合には、当該配当の金額を加算する。
- ・「その他」の日を基準日とする普通株式に係る現金配当（配当予想を含む。）がある場合には、「その他」欄に「有」と記載し、さらに欄外に「その他の内訳 別紙参照」と記載するとともに、別紙に当該配当の基準日、1株当たり配当金額を記載する。

(記載例…「その他」の日を基準日とする配当が2回の場合)

現金配当の「その他」の内訳

	1株当たり配当金(円)		
基準日	□月□日	◇月◇日	計
×年×月期			
○年○月期			
△年△月期(予想)			

- ・配当原資が資本剰余金である場合には、その旨及びその金額を別紙に記載する。

(記載例…期末日を基準日とする配当の配当原資が資本剰余金である場合)

○年○月期の現金配当のうち、資本剰余金を配当原資とする配当金の内訳は以下のとおりである。

基準日	期末	年間
1株当たり配当金	円	円
配当金総額	百万円	百万円

- ・普通株式と権利関係の異なる種類株式(優先株、劣後株等)を発行している場合には、当該株式に係る配当金は、普通株式に係る配当金とは区分して別紙に記載するものとする。

(記載例…中間期末日及び期末日を基準日として種類株式に係る配当を行っている場合)

普通株式と権利関係の異なる種類株式に係る1株当たり配当金の内訳

基準日	中間期末	期末	年間合計	配当金総額
A種株式 ×年×月期				
○年○月期				
△年△月期(予想)				

- ・前期欄については、株式分割等を行った場合においても、前期の数値をそのまま記載する(遡及修正値等を記載する場合には、別途、別紙又は欄外に記載する。)

※配当に関する記載については、本記載要領に従って記載するものとし、添付資料(連結財務諸表の注記事項(配当に関する注記)など)に記載がなされている場合であっても、必ず、個別財務諸表の概要(1枚目)(別紙を含む。)に記載する。

○配当金総額

- ・前期及び当期に属する日を基準日とする普通株式に係る現金配当の1株当たり配当の金額の総額をそれぞれ記載する。

○配当性向(小数第一位未満を四捨五入する。マイナスの場合は「－」を記載する。)

$$\frac{\text{普通株式に係る1株当たり配当金(年間)}}{\text{1株当たり当期純利益}} \times 100$$

○純資産配当率(小数第一位未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「△」を表示する。)

$$\frac{\text{普通株式に係る1株当たり配当金(年間)}}{(\text{期首1株当たり純資産} + \text{期末1株当たり純資産}) \div 2} \times 100$$

○期末配当金の内訳

- ・当期の期末日を基準日とする「配当金」に記念配当又は特別配当がある場合には、配当金の内訳を記載する(該当事項がない場合は、当該欄を削除できる。)

○現物配当

- ・前期、当期、次期に属するいずれかの日を基準日として現物配当(配当財産が金銭以外の場合をいう。)をした場合(次期にあっては現物配当を行う予想の場合)には、現金配当欄の下に現物配当欄を設け、「現

物配当 有(別紙参照)」として記載するとともに、別紙に、基準日、配当財産の種類、配当財産の帳簿価額の総額及び1株当たり価額、配当財産の時価の総額及び1株当たり価額、効力発生日(予想の場合には、基準日、配当財産の種類、配当財産の帳簿価額の総額及び1株当たり価額)を記載する。

- ・株主に対して金銭分配請求権を付与する場合には、その旨及び金銭分配請求権を行使できる期間、配当財産に代えて支払うこととした1株当たりの金額及びその総額を記載する。また、一定の数未満の株式を有する株主に配当財産の割当てをしない場合にはその旨及びその数を記載する。
- ・現物配当(現物配当を行うに際して株主に対して付与する金銭分配請求権を含む。)は、1株当たり配当金、配当金総額、配当性向、純資産配当率の算定には含めない。

(5)その他

○業績予想の利用又は業績予想の開示形式に関する注意文言等の記載

- ・「決算短信(連結)」の「経営成績及び財政状態」等における記載内容を参照すべき旨と参照ページを記載する。なお、「決算短信(連結)」と同日に発表を行わない場合には、適宜、参照すべき内容を添付資料中に記載する。
- ・何らかの合理的な事情により、「個別財務諸表の概要」を所定の様式に沿って作成していない場合には、その旨を記載する。なお、「決算短信(連結)」の「経営成績及び財政状態」において、その理由を記載する。

2 添付資料

個別決算と連結決算を同時に発表しない場合(個別決算に係る部分のみを先行して発表する場合)であっても、上記1の要領で作成した「個別財務諸表の概要」(1枚目)に、少なくとも以下の書類を添付して開示するよう要請しています。なお、後日、「決算短信(連結)」を開示する際には、「個別財務諸表の概要」とその添付資料として開示した内容について、添付資料から除外して差し支えありません。

(1) 個別財務諸表等

- ・貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書(当期と前期の比較形式。主な項目の増減も併せて記載)並びに重要な会計方針を添付する。(財務諸表等規則に基づいて記載する。)
- ・「重要な会計方針」については、当期に会計処理方針の変更があった場合には、その内容及び損益に与える影響額も記載する。
- ・財務諸表等規則において記載が求められる注記事項等(財務諸表等規則第8条の6、第8条の7第1項第3号、第8条の12及び第8条の27に定める注記事項を除く。)を記載する(脚注形式でも別紙形式でも可)。ただし、貸借対照表、損益計算書上他の科目と区別して記載のあるもの又は「決算短信(連結)」の「経営成績及び財政状態」等他の適当な箇所に記載があるものは注記を要しない。
- ・上記以外の財務諸表等規則において記載が求められる注記事項等(財務諸表等規則第8条の6、第8条の7第1項第3号、第8条の12及び第8条の27において記載が求められる注記事項等、以下に掲げる①～④の事項)については、別紙形式(注記の表題を掲げて表示する形式)で記載する(税効果会計を除き当期と前期の比較形式)。

- ① リース取引
- ② 有価証券(子会社株式及び関連会社株式関係)
- ③ 税効果会計
- ④ 継続企業の前提

※ ④継続企業の前提に関する注記は、適時開示規則第2条第1項第1号afの規定により、上場会社が、財務諸表等に継続企業の前提に関する事項を注記することを決定した場合、直ちに開示する必要がある(決算発表時であれば決算短信の添付資料に記載し、決算発表後であれば別途資料により開示を行う。)

※ ④継続企業の前提に関する注記において、当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するために経営者が行った対応及び将来の計画を記載する場合は、定性的情報における「中長期的な会社の経営戦略」、

「会社の対処すべき課題」、「経営成績」、「財政状態」の記述と内容的に重複するものであっても、当該記載欄に独立して記載するものとする。

- ・普通株式と権利関係の異なる種類株式（優先株、劣後株等）を発行している場合は、1株当たり当期純利益の計算内容並びに種類毎の期中平均株式数及び期末発行済株式数についても記載する。

(2) 役員の異動（代表者とその他役員に区分して、決算短信提出会社の役員の異動（就退任日を含む。）について記載する。該当のない場合はその旨を記載する。）

○新任取締役候補、新任執行役候補又は新任監査役候補の欄の記載は次のとおり。

- ・予定される新役職名（現在の役職名等）・氏名

○退任予定取締役、退任予定執行役又は退任予定監査役の欄の記載は次のとおり。

- ・現在の役職名（退任後新たな就任先が内定している場合の当該役職名等）・氏名

○昇格（降格）の場合は、新任、退任に準じて欄を設ける。その場合の記載は次のとおり。

- ・予定される新役職名（現在の役職名等）・氏名

○役職名については、「部長」、「工場長」（新任の場合、社外役員等を含む。）等他の職務も兼任の場合は、役職名と併せて他の職務も明記する。

○監査役については、常勤、非常勤の別を明記する。社外監査役（会社法第2条第16号に規定する社外監査役）については、その旨を明記する。

○社外取締役（会社法第2条第15号に規定する社外取締役）については、その旨を明記する。

「役員の異動」については、決算発表時期に関わりなく、当該記載事項の内容が定まった時点で速やかに「決算発表資料（役員の異動）」又は「決算発表資料の追加（役員の異動）」として別途開示することを原則とします。（原則として、記載すべき内容を一括して記載した資料としてください。）この場合、決算発表資料においては当該項目名を省略せず、「○月○日開示済み」又は「記載が可能になり次第開示する」旨及び追加開示の予定時期を記載してください。なお、適時開示規則上開示が求められる代表取締役（代表執行役）の異動が含まれる場合は、「代表取締役等の異動」（「代表執行役等の異動」）として適時開示してください。

※ 決算発表時に、決算発表資料に添付する方式で開示を行うことも可能です。

(3) その他

- ・記者会見、決算説明会（決算発表後一両日程度以内に実施されるもの）において使用することを目的に、決算短信並びに上記(1)及び(2)の添付資料以外の内容を含む資料を作成した場合には、当該資料を決算発表資料に添付する、又は、「決算発表資料の追加（決算説明会資料）」等として開示する。

(注) 1 添付資料の金額単位は原則として個別財務諸表の概要の1枚目と同一（百万円単位）とする。ただし、添付資料の金額単位が1枚目の金額単位未満（千円単位）となる場合は同一でなくてもかまわない。

2 リース取引に係る注記事項は、省略して開示しても差し支えないと判断できるものである場合は、記載を省略することができる（有価証券報告書がE D I N E Tにより開示される場合に限る。）。この場合には項目名を削除せず、「E D I N E Tにより開示を行うため記載を省略している」旨記載すること。なお、開示することを妨げるものではない。

- 3 決算期末後40日以内に決算発表をする会社については、決算発表時点までに注記事項（有価証券及び継続企業の前提に係る注記を除く。）の記載内容が定まっていない場合であっても、当該注記事項を省略して開示しても差し支えないと判断できるものであるときは、当該注記を省略して決算発表を行うことができる。なお、この場合には、各項目名を削除せず、「記載が可能になり次第『決算発表資料の追加』として開示する」旨及び追加開示の予定時期を記載し、決算発表時点で省略した注記事項については、決算期末後70日以内において記載が可能になり次第「決算発表資料の追加（注記事項【追加する注記事項の名称】）」（複数の注記事項について同時に追加開示する場合は、必ずしもすべての注記事項の名称を記載する必要はないが、複数の注記事項についての開示であることが分かるものとする。）として開示すること。
- 4 個別財務諸表の概要の1枚目及び添付資料はA4判で作成する。また、1枚目の部分が2枚にわたる場合、表中の数値は1枚目に記載し、注記事項を2枚目に記載する。

平成○年○月期

決算短信（非連結）

平成 年 月 日

上場会社名
コード番号
(URL <http://www.>)

上場取引所
本社所在都道府県

代表者 役職名 氏名
問合せ先責任者 役職名 氏名
決算取締役会開催日 平成 年 月 日
定時株主総会開催日 平成 年 月 日
親会社等の名称 (コード番号:)

TEL ()
配当支払開始予定日 平成 年 月 日
単元株制度採用の有無 有 (1単元 株) ・ 無
親会社等における当社の議決権所有比率 %

1. ○年○月期の業績（平成 年 月 日～平成 年 月 日）

(1) 経営成績

	売上高	営業利益	経常利益
	百万円 %	百万円 %	百万円 %
○年○月期 ×年×月期			

	当期純利益	1株当たり 当期純利益	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	自己資本 当期純利益率	総資産 経常利益率	売上高 経常利益率
	百万円 %	円 銭	円 銭	%	%	%
○年○月期 ×年×月期						

(注)①持分法投資損益 ○年○月期 百万円 ×年×月期 百万円
②期中平均株式数 ○年○月期 株 ×年×月期 株
③会計処理の方法の変更 有・無
④売上高、営業利益、経常利益、当期純利益におけるパーセント表示は、対前期増減率

(2) 財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率	1株当たり純資産
	百万円	百万円	%	円 銭
○年○月期 ×年×月期				

(注)①期末発行済株式数 ○年○月期 株 ×年×月期 株
②期末自己株式数 ○年○月期 株 ×年×月期 株

(3) キャッシュ・フローの状況

	営業活動による キャッシュ・フロー	投資活動による キャッシュ・フロー	財務活動による キャッシュ・フロー	現金及び現金同等物 期末残高
	百万円	百万円	百万円	百万円
○年○月期 ×年×月期				

2. △年△月期の業績予想（平成 年 月 日～平成 年 月 日）

	売上高	経常利益	当期純利益
中間期 通期			

(参考) 1株当たり予想当期純利益(通期) 円 銭

3. 配当状況

	1株当たり配当金(円)					配当金総額 (百万円)	配当性向 (%)	純資産 配当率(%)
	第1四半期末	中間期末	第3四半期末	期末	その他	年間		
×年×月期								
○年○月期								
△年△月期(予想)								

(注)○年○月期期末配当金の内訳 記念配当 円 銭 特別配当 円 銭
その他の内訳 別紙参照

※ 業績予想の利用又は業績予想の開示形式に関する注意文言等の記載欄

「決算短信（非連結）」の記載要領及び添付資料

1 「決算短信（非連結）」の1枚目

(1) 表題等

○決算期の記載

- ・決算期については、原則として○年○月期と表記し、各項目での記載にあたっては、当期（今回の決算発表の対象となる事業年度）を上段に、前期（今回の決算発表の対象となる事業年度の直前の事業年度）を下段に記載する（3. 配当状況については、当該項目を参照）。

○上場取引所

- ・上場取引所名（国内のみ、略称可）を記載する。〔記載例〕上場取引所：東・大・名

○URL

- ・会社の自社のホームページ（投資判断情報を提供しているものに限る。）のURLを記載する。

○本社所在都道府県

- ・本社の所在地である都道府県名を記載する。

○決算取締役会開催日

- ・当該決算発表を行うことについて承認する取締役会（会社法第436条第3項の取締役会を指すものではない。）の開催日を記載する。なお、開催していない場合は、当該欄を削除する。

○配当支払開始予定日

- ・決算期末日を基準日とする配当の支払開始予定日について記載する。決算発表時に配当支払開始予定日が決定されていない場合は、「未定」と記載する。

○定時株主総会開催日

- ・定時株主総会開催日について記載する。

○単元株制度採用の有無

- ・単元株制度の採用の有無について記載する。
- ・単元株制度の採用会社は1単元の株式の数を記載する。

○親会社等の名称

- ・「親会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社）」又は「上場会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社」（以下、「親会社等」という。）を有している場合に、その親会社等の名称（複数ある場合には、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社（影響が同等である場合は、いずれか1社）の名称を記載し、それ以外の親会社等については「（ほか○社）」と記載する。）、当該親会社等（名称を記載した親会社等）のコード番号（証券コードがある場合のみ記載）及び当該親会社等（名称を記載した親会社等）における上場会社の議決権所有比率（間接所有分を含む。小数第一位未満を四捨五入する。）について記載する。（親会社等がない場合は、当該欄を削除する。）

(2) 業績

○売上高、営業利益、経常利益、当期純利益（マイナスの場合は数値の前に「△」を表示する。）

- ・原則として百万円未満を四捨五入する。ただし百万円未満切捨ても可。いずれの場合も経営成績欄の上部右端にその旨を記載すること。前期に関する数字の端数処理方法は、当期に関する数字の端数処理において採用した方法に合わせる。（「持分法投資損益」、「配当金総額」、「総資産」、「純資産」及び「キャッシュ・フローの状況」について同じ。）

○対前期増減率（小数第一位未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「△」を表示する。）

$$\left(\frac{\text{当期の数値}}{\text{前期の数値}} - 1 \right) \times 100$$

- ・当期又は前期の利益（営業利益、経常利益、当期純利益）のいずれか一方でもマイナスの場合又は1000%を超える場合は「－」を記載する。

○1株当たり当期純利益（銭未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「△」を表示する。）

普通株式に係る当期純利益

普通株式の期中平均株式数

- ・算定方法は、〈企業会計基準第二号〉一株当たり当期純利益に関する会計基準12～19に基づく。
- ・前期欄については、株式分割等を行った場合においても、前期の数値をそのまま記載する（遡及修正値等を記載する場合には、別途、別紙又は欄外に記載する。）。

○潜在株式調整後1株当たり当期純利益（銭未満を四捨五入する。）

普通株式に係る当期純利益＋当期純利益調整額

普通株式の期中平均株式数＋普通株式増加数

- ・算定方法は〈企業会計基準第二号〉一株当たり当期純利益に関する会計基準20～22に基づく。
- ・利益が希薄化しない場合又は当期純利益がマイナスの場合は「－」を記載する。
- ・前期欄については、株式分割等を行った場合においても、前期の数値をそのまま記載する（遡及修正値等を記載する場合には、別途、別紙又は欄外に記載する。）。

○自己資本当期純利益率（小数第一位未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「△」を表示する。）

当期純利益

{ (期首純資産の部合計－期首新株予約権) + (期末純資産の部合計－期末新株予約権) } ÷ 2 × 100

○総資産経常利益率（小数第一位未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「△」を表示する。）

経常利益

(期首総資産＋期末総資産) ÷ 2 × 100

- ・総資産は、資産の部合計とする。

○売上高経常利益率（小数第一位未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「△」を表示する。）

経常利益

売上高 × 100

○持分法投資損益（マイナスの場合は数値の前に「△」を表示する。）

- ・持分法投資損益がない場合には金額欄に「－」を記載する。

○期中平均株式数

- ・株式数を1株単位で記載する。
- ・1株当たり当期純利益の計算に利用する期中平均株式数と一致させる。

○会計処理の方法の変更

- ・当期における会計方針の変更の有無を記載する（会計基準等の改正に伴うものを除く。）。

○総資産

- ・期末資産の部の合計を記載する。

○純資産（マイナスの場合は数値の前に「△」を表示する。）

- ・期末純資産の部の合計を記載する。

○自己資本比率（小数第一位未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「△」を表示する。）

期末純資産の部合計－期末新株予約権

期末資産の部合計 × 100

○1株当たり純資産（銭未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「△」を表示する。）

期末の普通株式に係る純資産額

期末の普通株式の発行済株式数（欄外に記載される期末発行済株式数）

- ・算定方法は、〈企業会計基準適用指針第四号〉一株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針34、35に基づく。
- ・前期欄については、株式分割等を行った場合においても、前期の数値をそのまま記載する（遡及修正値等を記載する場合には、別途、別紙又は欄外に記載する。）。

○期末発行済株式数

- ・株式数を1株単位で記載する。
- ・1株当たり純資産の計算に利用する分母となる株式数と一致させる。

○期末自己株式数

- ・株式数を1株単位で記載する。

○キャッシュ・フローの状況（マイナスの場合は数値の前に「△」を表示する。）

- ・キャッシュ・フロー計算書における「営業活動によるキャッシュ・フロー」、「投資活動によるキャッシュ・フロー」、「財務活動によるキャッシュ・フロー」及び「現金及び現金同等物の期末残高」を記載する。

(3) 業績予想

○売上高、経常利益、当期純利益（マイナスの場合は数値の前に「△」を表示する。）

- ・次期（次の決算発表の対象となる事業年度）の中間期及び通期の業績予想を記載する。

○1株当たり予想当期純利益（通期）

普通株式に係る予想当期純利益

期末発行済株式数（当期末）

- ・分子は、1株当たり当期純利益の算定方法に準じる。
- ・分母は、1. (2)「財政状態」の欄外に記載する当期の「期末発行済株式数」とする。
- ・上記以外の方法により算出する場合（既に決議・開示されている株式分割等による株式数の増加を考慮する場合など）には、その旨と計算上の根拠を注記する。

(4) 配当状況

○1株当たり配当金

- ・前期、当期、次期（次の決算発表の対象となる事業年度）の順に、各期に属する日を基準日とする普通株式に係る現金配当（配当財産が金銭である場合をいう。）の金額を記載する（次期（予想）欄については、予想配当金額を記載する。）。
- ・前期、当期、次期の各期における1株当たり配当金の額は、基準日ごとに区分して記載する（第1四半期末、中間期末、第3四半期末、期末、その他の5区分）。なお、第1四半期末、中間期末、第3四半期末、期末のそれぞれにつき、前期、当期、次期のいずれにおいても当該期末を基準日とする配当をしない場合（次期にあっては配当しない予想である場合）には、当該期末に係る記載欄は削除できる。「その他」の日（第1四半期末、中間期末、第3四半期末、期末以外の日）を基準日とする配当をしない場合（次期にあっては配当しない予想である場合）についても、同様に「その他」に係る記載欄を削除できる。なお、年間欄は、無配であっても削除しないこと。

（記載例…中間期末日及び期末日のみを基準日として現金配当を行う場合）

現金配当	1株当たり配当金(円)			配当金総額 (百万円)	配当性向 (%)	純資産 配当率(%)
	中間期末	期末	年間			
×年×月期						
○年○月期						
△年△月期(予想)						

- ・1株当たり配当金は、円単位で小数点以下第2位まで記載する（例：10円5銭の場合、10.05円）。
- ・配当をしない場合（次期にあっては配当しない予想である場合）には、当該欄には「－」を記入する。また、未定の場合は「未定」と記載する。

- ・年間欄は、第1四半期末、中間期末、第3四半期末、期末それぞれを基準日とする普通株式に係る現金配当の金額の合計を記載する。「その他」の日を基準日とする現金配当（配当予想を含む。）がある場合には、当該配当の金額を加算する。
- ・「その他」の日を基準日とする普通株式に係る現金配当（配当予想を含む。）がある場合には、「その他」欄に「有」と記載し、さらに欄外に「その他の内訳 別紙参照」と記載するとともに、別紙に当該配当の基準日、1株当たり配当金額を記載する。

（記載例…「その他」の日を基準日とする配当が2回の場合）

現金配当の「その他」の内訳

	1株当たり配当金(円)		
基準日	□月□日	◇月◇日	計
×年×月期			
○年○月期			
△年△月期（予想）			

- ・配当原資が資本剰余金である場合には、その旨及びその金額を別紙に記載する。

（記載例…期末日を基準日とする配当の配当原資が資本剰余金である場合）

○年○月期の現金配当のうち、資本剰余金を配当原資とする配当金の内訳は以下のとおりである。

基準日	期末	年間
1株当たり配当金	円	円
配当金総額	百万円	百万円

- ・普通株式と権利関係の異なる種類株式（優先株、劣後株等）を発行している場合には、当該株式に係る配当金は、普通株式に係る配当金とは区分して別紙に記載するものとする。

（記載例…中間期末日及び期末日を基準日として種類株式に係る配当を行っている場合）

普通株式と権利関係の異なる種類株式に係る1株当たり配当金の内訳

基準日	中間期末	期末	年間合計	配当金総額
A種株式 ×年×月期				
○年○月期				
△年△月期(予想)				

- ・前期欄については、株式分割等を行った場合においても、前期の数値をそのまま記載する（遡及修正値等を記載する場合には、別途、別紙又は欄外に記載する。）。

※配当に関する記載については、本記載要領に従って記載するものとし、添付資料（財務諸表の注記事項（配当に関する注記）など）に記載がなされている場合であっても、必ず、決算短信（非連結）の1枚目（別紙を含む。）に記載する。

○配当金総額

- ・前期及び当期に属する日を基準日とする普通株式に係る現金配当の1株当たり配当の金額の総額をそれぞれ記載する。

○配当性向（小数第一位未満を四捨五入する。マイナスの場合は「－」を記載する。）

$$\frac{\text{普通株式に係る1株当たり配当金（年間）}}{\text{1株当たり当期純利益}} \times 100$$

○純資産配当率（小数第一位未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「△」を表示する。）

$$\frac{\text{普通株式に係る1株当たり配当金（年間）}}{(\text{期首1株当たり純資産} + \text{期末1株当たり純資産}) \div 2} \times 100$$

○期末配当金の内訳

- ・当期の期末日を基準日とする「配当金」に記念配当又は特別配当がある場合には、配当金の内訳を記載する（該当事項がない場合は、当該欄を削除できる。）。

○現物配当

- ・前期、当期、次期に属するいずれかの日を基準日として現物配当（配当財産が金銭以外の場合をいう。）をした場合（次期にあっては現物配当を行う予想の場合）には、現金配当欄の下に現物配当欄を設け、「現物配当 有（別紙参照）」として記載するとともに、別紙に、基準日、配当財産の種類、配当財産の帳簿価額の総額及び1株当たり価額、配当財産の時価の総額及び1株当たり価額、効力発生日（予想の場合には、基準日、配当財産の種類、配当財産の帳簿価額の総額及び1株当たり価額）を記載する。
- ・株主に対して金銭分配請求権を付与する場合には、その旨及び金銭分配請求権を行使できる期間、配当財産に代えて支払うこととした1株当たりの金額及びその総額を記載する。また、一定の数未満の株式を有する株主に配当財産の割当てをしない場合にはその旨及びその数を記載する。
- ・現物配当（現物配当を行うに際して株主に対して付与する金銭分配請求権を含む。）は、1株当たり配当金、配当金総額、配当性向、純資産配当率の算定には含めない。

(5) その他

○業績予想の利用又は業績予想の開示形式に関する注意文言等の記載

- ・「経営成績及び財政状態」等における記載内容を参照すべき旨と参照ページを記載する。
- ・何らかの合理的な事情により、「決算短信（非連結）」を所定の様式に沿って作成していない場合には、その旨を記載する。なお、「経営成績及び財政状態」において、その理由を記載する。

2 添付資料

(1) 企業集団の状況

- ・有価証券報告書の「事業の内容」に記載する「事業系統図」、「関係会社の状況」等を利用し、企業集団について、親会社や重要な子会社等を分かりやすく記載する。
- ・上場会社の子会社のうち、国内の証券市場に株式を上場（又は公開）している会社について、会社名及び上場（公開）市場の名称を記載する。

(2) 経営方針並びに経営成績及び財政状態

- ・「定性的情報の記載要領」参照。

(3) 財務諸表等

- ・貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書（当期と前期の比較形式。主な項目の増減も併せて記載）並びに重要な会計方針を添付する。（財務諸表等規則に基づいて記載する。）
- ・「重要な会計方針」については、当期に会計方針の変更があった場合には、その内容及び損益に与える影響額も記載する。
- ・財務諸表等規則において記載が求められる注記事項等（財務諸表等規則第8条の6から第8条の10まで、第8条の12から第8条の16まで及び第8条の27に定める注記事項等を除く。）を記載する（脚注形式でも別紙形式でも可）。ただし、貸借対照表、損益計算書上他の科目と区別して記載のあるもの又は「経営成績及び財政状態」等他の適当な箇所に記載があるものは注記を要しない。
- ・上記以外の財務諸表等規則において記載が求められる注記事項等（財務諸表等規則第8条の6から第8条の10まで、第8条の12から第8条の16まで及び第8条の27に定める注記事項等、以下に掲げる①～⑨の事項）については、別紙形式（注記の表題を掲げて表示する形式）で記載する（関連当事者との取引、税効果会計を除き当期と前期の比較形式）。

- ① リース取引
- ② 有価証券
- ③ デリバティブ取引
- ④ 持分法投資損益
- ⑤ 関連当事者との取引

- ⑥ 税効果会計
- ⑦ 退職給付
- ⑧ スtock・オプション等（財務諸表規則第8条の14から第8条の16までに定める注記事項）
- ⑨ 継続企業の前提

※ ⑨継続企業の前提に関する注記は、適時開示規則第2条第1項第1号afの規定により、上場会社が、財務諸表等に継続企業の前提に関する事項を注記することを決定した場合、直ちに開示する必要がある（決算発表時であれば決算短信の添付資料に記載し、決算発表後であれば別途資料により開示を行う。）。

※ ⑨継続企業の前提に関する注記において、当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するために経営者が行った対応及び将来の計画を記載する場合は、定性的情報における「中長期的な会社の経営戦略」、「会社の対処すべき課題」、「経営成績」、「財政状態」の記述と内容的に重複するものであっても、当該記載欄に独立して記載するものとする。

- ・普通株式と権利関係の異なる種類株式（優先株、劣後株等）を発行している場合は、1株当たり当期純利益の計算内容並びに種類毎の期中平均株式数及び期末発行済株式数についても記載する。

(4) 生産、受注及び販売の状況（当期と前期の比較形式）

- ・「経営成績及び財政状態」等他の適当な箇所に記載があるものは記載を要しない。

(5) 役員の異動（代表者とその他役員に区分して、決算短信提出会社の役員の異動（就退任日を含む。）について記載する。該当のない場合はその旨を記載する。）

○新任取締役候補、新任執行役候補又は新任監査役候補の欄の記載は次のとおり。

- ・予定される新役職名（現在の役職名等）・氏名

○退任予定取締役、退任予定執行役又は退任予定監査役の欄の記載は次のとおり。

- ・現在の役職名（退任後新たな就任先が内定している場合の当該役職名等）・氏名

○昇格（降格）の場合は、新任、退任に準じて欄を設ける。その場合の記載は次のとおり。

- ・予定される新役職名（現在の役職名等）・氏名

○役職名については、「部長」、「工場長」（新任の場合、社外役員等を含む。）等他の職務も兼任の場合は、役職名と併せて他の職務も明記する。

○監査役については、常勤、非常勤の別を明記する。社外監査役（会社法第2条第16号に規定する社外監査役）については、その旨を明記する。

○社外取締役（会社法第2条第15号に規定する社外取締役）については、その旨を明記する。

「役員の異動」については、決算発表時期に関わりなく、当該記載事項の内容が定まった時点で速やかに「決算発表資料（役員の異動）」又は「決算発表資料の追加（役員の異動）」として別途開示することを原則とします。（原則として、記載すべき内容を一括して記載した資料としてください。）この場合、決算発表資料においては当該項目名を省略せず、「〇月〇日開示済み」又は「記載が可能になり次第開示する」旨及び追加開示の予定時期を記載してください。なお、適時開示規則上開示が求められる代表取締役（代表執行役）の異動が含まれる場合は、「代表取締役等の異動」（「代表執行役等の異動」）として適時開示してください。

※ 決算発表時に、決算発表資料に添付する方式で開示を行うことも可能です。

(6) その他

- ・ 記者会見、決算説明会（決算発表後一両日程度以内に実施されるもの）において使用することを目的に、決算短信及び上記(1)から(5)までの添付資料以外の内容を含む資料を作成した場合には、当該資料を決算発表資料に添付する、又は、「決算発表資料の追加（決算説明会資料）」等として開示する。

(注) 1 添付資料の金額単位は原則として決算短信（非連結）の1枚目と同一（百万円単位）とする。ただし、添付資料の金額単位が1枚目の金額単位未満（千円単位）となる場合は同一でなくてもかまわない。

2 リース取引、デリバティブ取引及びストック・オプション等に係る注記事項は、省略して開示しても差し支えないと判断できるものである場合は、記載を省略することができる（有価証券報告書がEDINETにより開示される場合に限る。）。この場合には項目名を削除せず、「EDINETにより開示を行うため記載を省略している」旨記載すること。なお、開示することを妨げるものではない。

3 決算期末後40日以内に決算発表をする会社については、決算発表時点までに注記事項（有価証券、持分法投資損益及び継続企業の前提に係る注記を除く。）の記載内容が定まっていない場合であっても、当該注記事項を省略して開示しても差し支えないと判断できるものであるときは、当該注記を省略して決算発表を行うことができる。なお、この場合には、各項目名を削除せず、「記載が可能になり次第『決算発表資料の追加』として開示する」旨及び追加開示の予定時期を記載し、決算発表時点で省略した注記事項については、決算期末後70日以内において記載が可能になり次第「決算発表資料の追加（注記事項【追加する注記事項の名称】）」（複数の注記事項について同時に追加開示する場合は、必ずしもすべての注記事項の名称を記載する必要はないが、複数の注記事項についての開示であることが分かるものとする。）として開示すること。

4 決算短信（非連結）の1枚目及び添付資料はA4判で作成する。また、1枚目の部分が2枚にわたる場合、表中の数値は1枚目に記載し、注記事項を2枚目に記載する。

「中間決算短信（連結）」の記載要領及び添付資料

1 「中間決算短信（連結）」の1枚目

(1) 表題等

○決算期の記載

- ・決算期については、原則として□年□月期（例：19年3月期）又は○年○月中間期（例：18年9月中間期）と表記し、各項目での記載にあたっては、当中間期（今回の決算発表の対象となる中間連結会計期間）を上段に、前年中間期（当中間期の直前の中間連結会計期間）を中段に、前期（当中間期の直前の連結会計年度）を下段に記載する。

○上場取引所

- ・上場取引所名（国内のみ、略称可）を記載する。　【記載例】上場取引所：東・大・名

○URL

- ・会社の自社のホームページ（投資判断情報を提供しているものに限る。）のURLを記載する。

○本社所在都道府県

- ・本社の所在地である都道府県名を記載する。

○決算取締役会開催日

- ・当該中間決算発表を行うことについて承認する取締役会の開催日を記載する。なお、開催していない場合は、当該欄を削除する。

○親会社等の名称

- ・「親会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社）」又は「上場会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社」（以下、「親会社等」という。）を有している場合に、その親会社等の名称（複数ある場合には、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社（影響が同等である場合は、いずれか1社）の名称を記載し、それ以外の親会社等については「（ほか○社）」と記載する。）、当該親会社等（名称を記載した親会社等）のコード番号（証券コードがある場合のみ記載）及び当該親会社等（名称を記載した親会社等）における上場会社の議決権所有比率（間接所有分を含む。小数第一位未満を四捨五入する。）について記載する。（親会社等がない場合は、当該欄を削除する。）

○米国会計基準採用の有無

- ・中間連結財務諸表作成にあたって米国会計基準を採用している場合は、「有」をチェックする。それ以外には「無」をチェックする。なお、「有」をチェックした場合は、表題部分に「米国会計基準採用」と付記し、連結業績等の項目名に各社で所要の修正を加えて作成する。

(2) 連結業績

○売上高、営業利益、経常利益、中間（当期）純利益（マイナスの場合は数値の前に「△」を表示する。）

- ・原則として百万円未満を四捨五入する。ただし百万円未満切捨ても可。いずれの場合も経営成績欄の上部右端にその旨を記載すること。前年中間期及び前期に関する数字の端数処理方法は、当中間期に関する数字の端数処理において採用した方法に合わせる。（「持分法投資損益」、「総資産」、「純資産」及び「連結キャッシュ・フローの状況」について同じ。）

○対前年中間期増減率（小数第一位未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「△」を表示する。）

$$\left(\frac{\text{当中間期の数値}}{\text{前年中間期の数値}} - 1 \right) \times 100$$

- ・当中間期又は前年中間期の利益（営業利益、経常利益、中間（当期）純利益）のいずれか一方でもマイナスの場合又は100%を超える場合は「－」を記載する。

○1株当たり中間（当期）純利益（銭未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「△」を表示する。）

普通株式に係る中間（当期）純利益

普通株式の期中平均株式数（連結）

- ・算定方法は〈企業会計基準適用指針第四号〉一株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針37に基づく。
- ・前年中間期欄及び前期欄については、株式分割等を行った場合においても、前年中間期又は前期の数値をそのまま記載する（遡及修正値等を記載する場合には、別途、別紙又は欄外に記載する。）。

○潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益（銭未満を四捨五入する。）

普通株式に係る中間（当期）純利益＋中間（当期）純利益調整額

普通株式の期中平均株式数＋普通株式増加数

- ・算定方法は〈企業会計基準適用指針第四号〉一株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針37に基づく。
- ・利益が希薄化しない場合又は中間（当期）純利益がマイナスの場合は「－」を記載する。
- ・前年中間期欄及び前期欄については、株式分割等を行った場合においても、前年中間期又は前期の数値をそのまま記載する（遡及修正値等を記載する場合には、別途、別紙又は欄外に記載する。）。

○持分法投資損益（マイナスの場合は数値の前に「△」を表示する。）

- ・持分法投資損益がない場合には金額欄に「－」を記載する。

○期中平均株式数（連結）

- ・株式数を1株単位で記載する。
- ・1株当たり中間（当期）純利益の計算に利用する期中平均株式数と一致させる。

○会計処理の方法の変更

- ・当中間期における「連結の範囲」以外の中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更の有無を記載する（会計基準の改正等に伴うものを除く。）。

○総資産

- ・中間期末資産の部の合計を記載する。

○純資産（マイナスの場合は数値の前に「△」を表示する。）

- ・中間期末純資産の部の合計を記載する。

○自己資本比率（小数第一位未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「△」を表示する。）

$$\frac{\text{中間期末純資産の部合計} - \text{中間期末新株予約権} - \text{中間期末少数株主持分}}{\text{中間期末資産の部合計}} \times 100$$

○1株当たり純資産（銭未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「△」を表示する。）

中間期末の普通株式に係る純資産額

中間期末の普通株式の発行済株式数（欄外に記載される期末発行済株式数）

- ・算定方法は〈企業会計基準適用指針第四号〉一株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針37に基づく。
- ・前年中間期欄及び前期欄については、株式分割等を行った場合においても、前年中間期又は前期の数値をそのまま記載する（遡及修正値等を記載する場合には、別途、別紙又は欄外に記載する。）。

○期末発行済株式数（連結）

- ・株式数を1株単位で記載する。
- ・1株当たり純資産の計算に利用する分母となる株式数と一致させる。

○連結キャッシュ・フローの状況（マイナスの場合は数値の前に「△」を表示する。）

- ・中間連結キャッシュ・フロー計算書における「営業活動によるキャッシュ・フロー」、「投資活動によるキャッシュ・フロー」、「財務活動によるキャッシュ・フロー」及び「現金及び現金同等物の期末残高」を記

載する。

○連結範囲及び持分法の適用に関する事項

- ・連結子会社数などそれぞれの会社数を記載する。

○連結範囲及び持分法の適用の異動状況

- ・前期と比較して、新たに連結子会社に含めた会社がある場合又は連結子会社から除外した会社がある場合について、それぞれの会社数を記載する。また、持分法適用会社の異動の場合も連結子会社の場合に準じて記載する。

(3) 連結業績予想

○売上高、経常利益、当期純利益（マイナスの場合は数値の前に「△」を表示する。）

- ・通期の業績予想を記載する。

○1株当たり予想当期純利益（通期）

普通株式に係る予想当期純利益

期末発行済株式数（当中間期末）

- ・分子は、1株当たり当期純利益の算定方法に準じる。
- ・分母は、1.(2)「連結財政状態」の欄外に記載する当中間期の「期末発行済株式数（連結）」とする。
- ・上記以外の方法により算出する場合（既に決議・開示されている株式分割等による株式数の増加を考慮する場合など）には、その旨と計算上の根拠を注記する。

○業績予想の利用又は業績予想の開示形式に関する注意文言等の記載

- ・「経営成績及び財政状態」等における記載内容を参照すべき旨と参照ページを記載する。
- ・何らかの合理的な事情により、「中間決算短信（連結）」を所定の様式に沿って作成していない場合には、その旨を記載する。なお、「経営成績及び財政状態」において、その理由を記載する。

2 添付資料

(1) 企業集団の状況

- ・有価証券報告書の「事業の内容」に記載する「事業系統図」、「関係会社の状況（半期報告書において記載する予定の「関係会社の状況」の内容を含む。）」等を利用し、企業集団について、親会社や重要な子会社等を分かりやすく記載する。
- ・上場会社の中間期末時点の子会社のうち、国内の証券市場に株式を上場（又は公開）している会社について、その会社名及び上場（公開）市場の名称を記載する。

(2) 経営方針並びに経営成績及び財政状態

- ・「定性的情報の記載要領」参照

(3) 中間連結財務諸表等

- ・中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書（当中間期、前年中間期及び前期の比較形式）並びに中間連結財務諸表作成の基本となる重要な事項を添付する。（中間連結財務諸表規則に基づいて記載する。）
- ・「中間連結財務諸表作成の基本となる重要な事項」については、当中間期に中間連結財務諸表作成の基本となる重要な事項の変更があった場合（前期と比較して）には、その内容及び損益に与える影響額も記載する。
- ・中間連結財務諸表規則において記載が求められる注記事項等（中間連結財務諸表規則第14条から第17条の3まで及び第17条の14に定める注記事項等を除く。）を記載する（脚注形式でも別紙形式でも可）。ただし、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書上他の科目と区別して記載のあるもの又は「経営成績及び財政状態」等他の適当な箇所に記載があるものは注記を要しない。
- ・上記以外の中間連結財務諸表規則において記載が求められる注記事項等（中間連結財務諸表規則第14条か

ら第17条の3まで及び第17条の14において記載が求められる注記事項等、以下に掲げる①～⑥の事項)については、別紙形式(注記の表題を掲げて表示する方式)で記載する(当中間期、前年中間期及び前期の比較形式)。

① セグメント情報

② リース取引

③ 有価証券

④ デリバティブ取引

⑤ スtock・オプション等(中間連結財務諸表規則第17条の2及び第17条の3に定める注記事項)

⑥ 継続企業の前提

※ ⑥継続企業の前提に関する注記は、適時開示規則第2条第1項第1号afの規定により、上場会社が、中間財務諸表等に継続企業の前提に関する事項を注記することを決定した場合、直ちに開示する必要がある(中間決算発表時であれば中間決算短信の添付資料に記載し、中間決算発表後であれば別途資料により開示を行う。)

※ ⑥継続企業の前提に関する注記において、当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するために経営者が行った対応及び将来の計画を記載する場合は、定性的情報における「中長期的な会社の経営戦略」、「会社の対処すべき課題」、「経営成績」、「財政状態」の記述と内容的に重複するものであっても、当該記載欄に独立して記載するものとする。

・普通株式と権利関係の異なる種類株式(優先株、劣後株等)を発行している場合及び「米国会計基準」を採用している場合は、1株当たり中間(当期)純利益の計算内容並びに種類毎の期中平均株式数及び中間期末発行済株式数についても記載する。

(4) 生産、受注及び販売の状況(当中間期、前年中間期及び前期の比較形式)

・「経営成績及び財政状態」等他の適当な箇所に記載があるものは記載を要しない。

(5) 個別中間財務諸表の概要(詳細は、「個別中間財務諸表の概要」の記載要領を参照。)

(6) その他

・記者会見、中間決算説明会(中間決算発表後一両日程度以内に実施されるもの)において使用することを目的に、中間決算短信及び上記(1)から(5)までの添付資料以外の内容を含む資料を作成した場合には、当該資料を中間決算発表資料に添付する、又は、「中間決算発表資料の追加(中間決算説明会資料)」等として開示する。

(注) 1 添付資料の金額単位は原則として中間決算短信(連結)の1枚目と同一(百万円単位)とする。ただし、添付資料の金額単位が1枚目の金額単位未満(千円単位)となる場合は同一でなくてもかまわない。

2 有価証券に係る注記の記載にあたっては、個別中間決算情報と連結中間決算情報を同時に発表する場合は、個別中間財務諸表の概要に「有価証券」として注記するもの(子会社株式及び関連会社株式関係)を併せて記載することができる。

3 リース取引、デリバティブ取引及びストック・オプション等に係る注記事項は、省略して開示しても差し支えないと判断できるものである場合は、記載を省略することができる(半期報告書がEDINETにより開示される場合に限る。)。この場合には項目名を削除せず、「EDINETにより開示を行うため記載を省略している」旨記載すること。なお、開示することを妨げるものではない。

4 中間決算期末後40日以内に中間決算発表をする会社については、中間決算発表時点までに注記事項(セグメント情報、有価証券及び継続企業の前提に係る注記を除く。)の記載内容が定まっていない場合であっても、当該注記事項を省略して開示しても差し支えないと判断できるものであるときは、当該注記を省略して中間決算発表を行うことができる。なお、この場合には、各項目名を削除せず、「記載が可能になり次第『中

間決算発表資料の追加』として開示する」旨及び追加開示の予定時期を記載し、中間決算発表時点で省略した注記事項については、中間決算期末後70日以内において記載が可能になり次第「中間決算発表資料の追加（注記事項【追加する注記事項の名称】）」（複数の注記事項について同時に追加開示する場合は、必ずしもすべての注記事項の名称を記載する必要はないが、複数の注記事項についての開示であることが分かるものとする。）として開示すること。

- 5 中間決算短信（連結）の1枚目及び添付資料はA4判で作成する。また、1枚目の部分が2枚にわたる場合、表中の数値は1枚目に記載し、注記事項を2枚目に記載する。

平成□年□月期

個別中間財務諸表の概要

平成 年 月 日

上場会社名
コード番号
(URL <http://www.>)

上場取引所
本社所在都道府県

代表者 役職名 氏名
問合せ先責任者 役職名 氏名 TEL () -
決算取締役会開催日 平成 年 月 日 配当支払開始日 平成 年 月 日
単元株制度採用の有無 有(1単元 株)・無

1. ○年○月中間期の業績(平成 年 月 日～平成 年 月 日)

(1) 経営成績

	売上高	営業利益	経常利益
	百万円 %	百万円 %	百万円 %
○年○月中間期 △年△月中間期			
×年×月期			

	中間(当期)純利益	1株当たり中間 (当期)純利益
	百万円 %	円 銭
○年○月中間期 △年△月中間期		
×年×月期		

(注)①期中平均株式数 ○年○月中間期 株 △年△月中間期 株 ×年×月期 株
②会計処理の方法の変更 有・無
③売上高、営業利益、経常利益、中間(当期)純利益におけるパーセント表示は、対前年中間期増減率

(2) 財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率	1株当たり純資産
	百万円	百万円	%	円 銭
○年○月中間期 △年△月中間期				
×年×月期				

(注)①期末発行済株式数 ○年○月中間期 株 △年△月中間期 株 ×年×月期 株
②期末自己株式数 ○年○月中間期 株 △年△月中間期 株 ×年×月期 株

2. □年□月期の業績予想(平成 年 月 日～平成 年 月 日)

	売上高	経常利益	当期純利益
	百万円	百万円	百万円
通期			

(参考) 1株当たり予想当期純利益(通期) 円 銭

3. 配当状況

	1株当たり配当金(円)					年間
	第1四半期末	中間期末	第3四半期末	期末	その他	
×年×月期						
□年□月期(実績)						
□年□月期(予想)						

(注)○年○月期中間期末配当金の内訳 記念配当 円 銭 特別配当 円 銭
その他の内訳 別紙参照

※ 業績予想の利用又は業績予想の開示形式に関する注意文言等の記載欄

「個別中間財務諸表の概要」の記載要領

1 「個別中間財務諸表の概要」の1枚目

(1) 表題等（連単同時発表の場合についても、会社名等の必要事項を記載する。）

○決算期の記載

- ・決算期については、原則として□年□月期（例：19年3月期）又は○年○月中間期（例：18年9月中間期）と表記し、各項目での記載にあたっては、当中間期（今回の決算発表の対象となる中間会計期間）を上段に、前年中間期（当中間期の直前の中間会計期間）を中段に、前期（当中間期の直前の事業年度）を下段に記載する（3. 配当状況の記載については、当該項目を参照）。

○上場取引所

- ・上場取引所名（国内のみ、略称可）を記載する。〔記載例〕上場取引所：東・大・名

○URL

- ・会社の自社のホームページ（投資判断情報を提供しているものに限る。）のURLを記載する。

○本社所在都道府県

- ・本社の所在地である都道府県名を記載する。

○決算取締役会開催日

- ・当該中間決算発表を行うことについて承認する取締役会の開催日を記載する。なお、開催していない場合は、当該欄を削除する。

○配当支払開始日

- ・中間期末日を基準日とする配当の支払開始日について記載する。中間決算発表時に配当支払開始日が決定されていない場合は、「未定」と記載する。

○単元株制度採用の有無

- ・単元株制度の採用の有無について記載する。
- ・単元株制度の採用会社は単元株式数を記載する。

(2) 業績

○売上高、営業利益、経常利益、中間（当期）純利益（マイナスの場合は数値の前に「△」を表示する。）

- ・原則として百万円未満を四捨五入する。ただし百万円未満切捨ても可。いずれの場合も経営成績欄の上部右端にその旨を記載すること。前年中間期及び前期に関する数字の端数処理方法は、当中間期に関する数字の端数処理において採用した方法に合わせる。（「総資産」及び「純資産」について同じ。）

○対前年中間期増減率（小数第一位未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「△」を表示する。）

$$\left(\frac{\text{当中間期の数値}}{\text{前年中間期の数値}} - 1 \right) \times 100$$

- ・当中間期又は前年中間期の利益（営業利益、経常利益、中間（当期）純利益）のいずれか一方でもマイナスの場合又は100%を超える場合は「－」を記載する。

○1株当たり中間（当期）純利益（銭未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「△」を表示する。）

$$\frac{\text{普通株式に係る中間（当期）純利益}}{\text{普通株式の期中平均株式数}}$$

- ・算定方法は〈企業会計基準適用指針第四号〉一株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針37に基づく。
- ・前年中間期欄及び前期欄については、株式分割等を行った場合においても、前年中間期又は前期の数値を

そのまま記載する（遡及修正値等を記載する場合には、別途、別紙又は欄外に記載する。）。

○期中平均株式数

- ・株式数を1株単位で記載する。
- ・1株当たり中間（当期）純利益の計算に利用する期中平均株式数と一致させる。

○会計処理の方法の変更

- ・当中間期の会計処理の方法の変更（前期と比較して）の有無を記載する（会計基準等の改正に伴うものを除く。）。

○総資産

- ・中間期末資産の部の合計を記載する。

○純資産（マイナスの場合は数値の前に「△」を表示する。）

- ・中間期末純資産の部の合計を記載する。

○自己資本比率（小数第一位未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「△」を表示する。）

$$\frac{\text{中間期末純資産の部合計}-\text{中間期末新株予約権}}{\text{中間期末資産の部合計}} \times 100$$

○1株当たり純資産（銭未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「△」を表示する。）

$$\frac{\text{中間期末の普通株式に係る純資産額}}{\text{中間期末の普通株式の発行済株式数（欄外に記載される期末発行済株式数）}}$$

- ・算定方法は〈企業会計基準適用指針第四号〉一株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針37に基づく。
- ・前年中間期欄及び前期欄については、株式分割等を行った場合においても、前年中間期又は前期の数値をそのまま記載する（遡及修正値等を記載する場合には、別途、別紙又は欄外に記載する。）。

○期末発行済株式数

- ・株式数を1株単位で記載する。
- ・1株当たり純資産の計算に利用する分母となる株式数と一致させる。

○期末自己株式数

- ・株式数を1株単位で記載する。

(3) 業績予想

○売上高、経常利益、当期純利益（マイナスの場合は数値の前に「△」を表示する。）

- ・通期の業績予想を記載する。

○1株当たり予想当期純利益（通期）

$$\frac{\text{普通株式に係る予想当期純利益}}{\text{期末発行済株式数（当中間期末）}}$$

- ・分子は、1株当たり当期純利益の算定方法に準じる。
- ・分母は、1. (2)「財政状態」の欄外に記載する当中間期の「期末発行済株式数」とする。
- ・上記以外の方法により算出する場合（既に決議・開示されている株式分割等による株式数の増加を考慮する場合など）には、その旨と算定上の根拠を注記する。

(4) 配当状況

○1株当たり配当金

- ・前期、当期（実績）、当期（予想）の順に、各期に属する日を基準日とする普通株式に係る現金配当（配当財産が金銭である場合をいう。）の金額を記載する（当期（予想）欄については、予想配当金額を記載する。）。
- ・前期、当期（実績）、当期（予想）における1株当たり配当金の額は、基準日ごとに区分して記載する（第

1四半期末、中間期末、第3四半期末、期末、その他の5区分)。なお、第1四半期末、中間期末、第3四半期末、期末のそれぞれにつき、前期、当期(実績)、当期(予想)のいずれにおいても当該期末を基準日とする配当をしない場合(当期(予想)にあつては配当しない予想である場合)には、当該期末に係る記載欄は削除できる。「その他」の日(第1四半期末、中間期末、第3四半期末、期末以外の日)を基準日とする配当をしない場合(当期(予想)にあつては配当しない予想である場合)についても、同様に「その他」に係る記載欄を削除できる。なお、年間欄は、無配であっても削除しないこと。

(記載例…中間期末日及び期末日のみを基準日として現金配当を行う場合)

現金配当	1株当たり配当金(円)		
	中間期末	期末	年間
×年×月期			
□年□月期(実績)		—	
□年□月期(予想)	—		

- ・1株当たり配当金は、円単位で小数点以下第2位まで記載する(例：10円5銭の場合、10.05円)。
- ・配当をしない場合(又は配当しない予想である場合)には、当該欄には「—」を記入する。また、未定の場合は「未定」と記載する。
- ・年間欄は、第1四半期末、中間期末、第3四半期末、期末それぞれを基準日とする普通株式に係る現金配当(配当予想を含む。)の金額の合計を記載する。「その他」の日を基準日とする現金配当(配当予想を含む。)がある場合には、当該配当の金額を加算する。
- ・「その他」の日を基準日とする普通株式に係る現金配当(配当予想を含む。)がある場合には、「その他」欄に「有」と記載し、さらに欄外に「その他の内訳 別紙参照」と記載するとともに、別紙に当該配当の基準日、1株当たり配当金額を記載する。

(記載例…「その他」の日を基準日とする配当が2回の場合)

現金配当の「その他」の内訳

基準日	1株当たり配当金(円)		
	△月△日	◇月◇日	計
×年×月期			
□年□月期(実績)		—	
□年□月期(予想)	—		

- ・配当原資が資本剰余金である場合には、その旨及びその金額を別紙に記載する。

(記載例…中間期末日を基準日とする配当の配当原資が資本剰余金である場合)

○年○月中間期末日までを基準日とする現金配当のうち、資本剰余金を配当原資とする配当金の内訳は以下のとおりである。

基準日	中間期末
1株当たり配当金	円
配当金総額	百万円

- ・普通株式と権利関係の異なる種類株式(優先株、劣後株等)を発行している場合には、当該株式に係る配当金は、普通株式に係る配当金とは区分して別紙に記載するものとする。

(記載例…中間期末日及び期末日を基準日として種類株式に係る配当を行っている場合)

普通株式と権利関係の異なる種類株式に係る1株当たり配当金の内訳

基準日	中間期末	期末	年間合計
A種株式 ×年×月期			
□年□月期(実績)		—	
□年□月期(予想)	—		

- ・前期欄については、株式分割等を行った場合においても、前期の数値をそのまま記載する(遡及修正値等

を記載する場合には、別途、別紙又は欄外に記載する。）。

※配当に関する記載については、本記載要領に従って記載するものとし、添付資料（中間連結財務諸表の注記事項（配当に関する注記）など）に記載がなされている場合であっても、必ず、個別中間財務諸表の概要の1枚目（別紙を含む。）に記載する。

○中間期末配当金の内訳

- ・当中間期末日を基準日とする「配当金」に記念配当又は特別配当がある場合には、配当金の内訳を記載する。（該当事項がない場合は当該欄を削除できる。）

○現物配当

- ・前期又は当期に属するいずれかの日を基準日として現物配当（配当財産が金銭以外の場合をいう。）をした場合（又は現物配当を行う予想がある場合を含む。）には、現金配当欄の下に現物配当欄を設け、「現物配当有（別紙参照）」として記載するとともに、別紙に、基準日、配当財産の種類、配当財産の帳簿価額の総額及び1株当たり価額、配当財産の時価の総額及び1株当たり価額、効力発生日（予想の場合には、基準日、配当財産の種類、配当財産の帳簿価額の総額及び1株当たり価額）を記載する。
- ・株主に対して金銭分配請求権を付与する場合には、その旨及び金銭分配請求権を行使できる期間、配当財産に代えて支払うこととした1株当たりの金額及びその総額を記載する。また、一定の数未満の株式を有する株主に配当財産の割当てをしない場合にはその旨及びその数を記載する。
- ・現物配当（現物配当を行うに際して株主に対して付与する金銭分配請求権を含む。）は、1株当たり配当金の算定には含めない。

(5) その他

○業績予想の利用又は業績予想の開示形式に関する注意文言等の記載

- ・「中間決算短信（連結）」の「経営成績及び財政状態」等における記載内容を参照すべき旨と参照ページを記載する。なお、「中間決算短信（連結）」と同日に発表を行わない場合には、適宜、参照すべき内容を添付資料中に記載する。
- ・何らかの合理的な事情により、「個別中間財務諸表の概要」を所定の様式に沿って作成していない場合には、その旨を記載する。なお、「中間決算短信（連結）」の「経営成績及び財政状態」において、その理由を記載する。

2 添付資料

個別中間決算と中間連結決算を同時に発表しない場合（個別中間決算に係る部分のみを先行して発表する場合）であっても、上記1の要領で作成した「個別中間財務諸表の概要」（1枚目）に、少なくとも以下の書類を添付して開示するよう要請しています。なお、後日、「中間決算短信（連結）」を開示する際には、「個別中間財務諸表の概要」とその添付資料として開示した内容について、添付資料から除外して差し支えありません。

(1) 個別中間財務諸表等

- ・中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書（当中間期、前年中間期及び前期との比較形式）並びに中間財務諸表作成の基本となる重要な事項を添付する。（中間財務諸表等規則に基づいて記載する。）
- ・「中間財務諸表作成の基本となる重要な事項」については、当中間期に中間財務諸表作成の基本となる重要な事項の変更があった場合（前期と比較して）には、その内容及び損益に与える影響額も記載する。
- ・中間財務諸表等規則において記載が求められる注記事項等（中間財務諸表等規則第5条の3、第5条の4第1項第2号及び第5条の18に定める注記事項等を除く。）を記載する（脚注形式でも別紙形式でも可）。ただし、中間貸借対照表、中間損益計算書上他の科目と区別して記載のあるもの又は「中間決算短信（連結）」の「経営成績」等他の適当な箇所に記載があるものは注記を要しない。
- ・上記以外の中間財務諸表等規則において記載が求められる注記事項等（中間財務諸表等規則第5条の3、

第5条の4第1項第2号及び第5条の18において記載が求められる注記事項等、以下に掲げる①～③の事項)については、別紙形式(注記の表題を掲げて表示する形式)で記載する(当中間期、前年中間期及び前期の比較形式)。

① リース取引

② 有価証券(子会社株式及び関連会社株式関係)

③ 継続企業の前提

※ ③継続企業の前提に関する注記は、適時開示規則第2条第1項第1号afの規定により、上場会社が、中間財務諸表等に継続企業の前提に関する事項を注記することを決定した場合、直ちに開示する必要がある(中間決算発表時であれば中間決算短信の添付資料に記載し、中間決算発表後であれば別途資料により開示を行う。)

※ ③継続企業の前提に関する注記において、当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するために経営者が行った対応及び将来の計画を記載する場合は、定性的情報における「中長期的な会社の経営戦略」、「会社の対処すべき課題」、「経営成績」、「財政状態」の記述と内容的に重複するものであっても、当該記載欄に独立して記載するものとする。

・普通株式と権利関係の異なる種類株式(優先株、劣後株等)を発行している場合は、1株当たり中間(当期)純利益の計算内容並びに種類毎の期中平均株式数及び期末発行済株式数についても記載する。

(2) その他

・記者会見、中間決算説明会(中間決算発表後一両日程度以内に実施されるもの)において使用することを目的に、中間決算短信及び上記(1)の添付資料以外の内容を含む資料を作成した場合には、当該資料を中間決算発表資料に添付する、又は、「中間決算発表資料の追加(中間決算説明会資料)」等として開示する。

(注) 1 添付資料の金額単位は原則として個別中間財務諸表の概要の1枚目と同一(百万円単位)とする。ただし、添付資料の金額単位が1枚目の金額単位未満(千円単位)となる場合は同一でなくてもかまわない。

2 リース取引に係る注記事項は、省略して開示しても差し支えないと判断できるものである場合は、記載を省略することができる(半期報告書がEDINETにより開示される場合に限る。)。この場合には項目名を削除せず、「EDINETにより開示を行うため記載を省略している」旨記載すること。なお、開示することを妨げるものではない。

3 中間決算期末後40日以内に中間決算発表をする会社については、中間決算発表時点までに注記事項(有価証券及び継続企業の前提に係る注記を除く。)の記載内容が定まっていなくても、当該注記事項を省略して開示しても差し支えないと判断できるものであるときは、当該注記を省略して中間決算発表を行うことができる。なお、この場合には、各項目名を削除せず、「記載が可能になり次第『中間決算発表資料の追加』として開示する」旨及び追加開示の予定時期を記載し、中間決算発表時点で省略した注記事項については、中間決算期末後70日以内において記載が可能になり次第「中間決算発表資料の追加(注記事項【追加する注記事項の名称】)」(複数の注記事項について同時に追加開示する場合は、必ずしもすべての注記事項の名称を記載する必要はないが、複数の注記事項についての開示であることが分かるものとする。)として開示すること。

4 個別中間財務諸表の概要の1枚目及び添付資料はA4判で作成する。また、1枚目の部分が2枚にわたる場合、表中の数値は1枚目に記載し、注記事項を2枚目に記載する。

平成 年 月 日

(コード番号:

- 35 -

「中間決算短信（非連結）」の記載要領及び添付資料

1 「中間決算短信（非連結）」の1枚目

(1) 表題等

○決算期の記載

- ・決算期については、原則として□年□月期（例：19年3月期）又は○年○月中間期（例：18年9月中間期）と表記し、各項目での記載にあたっては、当中間期（今回の決算発表の対象となる中間会計期間）を上段に、前年中間期（当中間期の直前の中間会計期間）を中段に、前期（当中間期の直前の事業年度）を下段に記載する（3. 配当状況の記載については、当該項目を参照）。

○上場取引所

- ・上場取引所名（国内のみ、略称可）を記載する。〔記載例〕上場取引所：東・大・名

○URL

- ・会社の自社のホームページ（投資判断情報を提供しているものに限る。）のURLを記載する。

○本社所在都道府県

- ・本社の所在地である都道府県名を記載する。

○決算取締役会開催日

- ・当該中間決算発表を行うことについて承認する取締役会の開催日を記載する。なお、開催していない場合は、当該欄を削除する。

○配当支払開始日

- ・中間期末日を基準日とする配当の支払開始日について記載する。中間決算発表時に配当支払開始日が決定されていない場合は、「未定」と記載する。

○単元株制度採用の有無

- ・単元株制度の採用の有無について記載する。
- ・単元株制度の採用会社は単元株式数を記載する。

○親会社等の名称

- ・「親会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社）」又は「上場会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社」（以下、「親会社等」という。）を有している場合に、その親会社等の名称（複数ある場合には、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社（影響が同等である場合は、いずれか1社）の名称を記載し、それ以外の親会社等については「（ほか○社）」と記載する。）、当該親会社等（名称を記載した親会社等）のコード番号（証券コードがある場合のみ記載）及び当該親会社等（名称を記載した親会社等）における上場会社の議決権所有比率（間接所有分を含む。小数第一位未満を四捨五入する。）について記載する。（親会社等がない場合は、当該欄を削除する。）

(2) 業績

○売上高、営業利益、経常利益、中間（当期）純利益（マイナスの場合は数値の前に「△」を表示する。）

- ・原則として百万円未満を四捨五入する。ただし百万円未満切捨ても可。いずれの場合も経営成績欄の上部右端にその旨を記載すること。前年中間期及び前期に関する数字の端数処理方法は、当中間期に関する数字の端数処理において採用した方法に合わせる。（「持分法投資損益」、「総資産」、「純資産」及び「キャッシュ・フローの状況」について同じ。）

○対前年中間期増減率（小数第一位未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「△」を表示する。）

$$\left(\frac{\text{当中間期の数値}}{\text{前年中間期の数値}} - 1 \right) \times 100$$

- ・当中間期又は前年中間期の利益（営業利益、経常利益、中間（当期）純利益）のいずれか一方でもマイナスの場合又は1000%を超える場合は「－」を記載する。

○1株当たり中間（当期）純利益（銭未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「△」を表示する。）

$$\frac{\text{普通株式に係る中間（当期）純利益}}{\text{普通株式の期中平均株式数}}$$

- ・算定方法は〈企業会計基準適用指針第四号〉一株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針37に基づく。
- ・前年中間期欄及び前期欄については、株式分割等を行った場合においても、前年中間期又は前期の数値をそのまま記載する（遡及修正値等を記載する場合には、別途、別紙又は欄外に記載する。）。

○潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益（銭未満を四捨五入する。）

$$\frac{\text{普通株式に係る中間（当期）純利益} + \text{中間（当期）純利益調整額}}{\text{普通株式の期中平均株式数} + \text{潜在株式に係る権利の行使を仮定した普通株式増加数}}$$

- ・算定方法は〈企業会計基準適用指針第四号〉一株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針37に基づく。
- ・利益が希薄化しない場合又は中間（当期）純利益がマイナスの場合は「－」を記載する。
- ・前年中間期欄及び前期欄については、株式分割等を行った場合においても、前年中間期又は前期の数値をそのまま記載する（遡及修正値等を記載する場合には、別途、別紙又は欄外に記載する。）。

○持分法投資損益（マイナスの場合は数値の前に「△」を表示する。）

- ・持分法投資損益がない場合には金額欄に「－」を記載する。

○期中平均株式数

- ・株式数を1株単位で記載する。
- ・1株当たり中間（当期）純利益の計算に利用する期中平均株式数と一致させる。

○会計処理の方法の変更

- ・当中間期における中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更の有無を記載する（会計基準の改正等に伴うものを除く。）。

○総資産

- ・中間期末資産の部の合計を記載する。

○純資産（マイナスの場合は数値の前に「△」を表示する。）

- ・中間期末純資産の部の合計を記載する。

○自己資本比率（小数第一位未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「△」を表示する。）

$$\frac{\text{中間期末純資産の部合計} - \text{中間期末新株予約権}}{\text{中間期末資産の部合計}} \times 100$$

○1株当たり純資産（銭未満を四捨五入する。マイナスの場合は数値の前に「△」を表示する。）

$$\frac{\text{中間期末の普通株式に係る純資産額}}{\text{中間期末の普通株式の発行済株式数（欄外に記載される期末発行済株式数）}}$$

- ・算定方法は〈企業会計基準適用指針第四号〉一株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針37に基づく。
- ・前年中間期欄及び前期欄については、株式分割等を行った場合においても、前年中間期又は前期の数値をそのまま記載する（遡及修正値等を記載する場合には、別途、別紙又は欄外に記載する。）。

○期末発行済株式数

- ・株式数を1株単位で記載する。
- ・1株当たり純資産の計算に利用する分母となる株式数と一致させる。

○期末自己株式数

- ・株式数を1株単位で記載する。

○キャッシュ・フローの状況（マイナスの場合は数値の前に「△」を表示する。）

- ・中間キャッシュ・フロー計算書における「営業活動によるキャッシュ・フロー」、「投資活動によるキャッシュ・フロー」、「財務活動によるキャッシュ・フロー」及び「現金及び現金同等物の期末残高」を記載する。

(3) 業績予想

○売上高、経常利益、当期純利益（マイナスの場合は数値の前に「△」を表示する。）

- ・通期の業績予想を記載する。

○1株当たり予想当期純利益（通期）

$$\frac{\text{普通株式に係る予想当期純利益}}{\text{期末発行済株式数（当中間期末）}}$$

- ・分子は、1株当たり当期純利益の算定方法に準じる。
- ・分母は、1. (2)「財政状態」の欄外に記載する当中間期の「期末発行済株式数」とする。
- ・上記以外の方法により算出する場合（既に決議・開示されている株式分割等による株式数の増加を考慮する場合など）には、その旨と算定上の根拠を注記する。

(4) 配当状況

○1株当たり配当金

- ・前期、当期（実績）、当期（予想）の順に、各期に属する日を基準日とする普通株式に係る現金配当（配当財産が金銭である場合をいう。）の金額を記載する（当期（予想）欄については、予想配当金額を記載する。）。
- ・前期、当期（実績）、当期（予想）における1株当たり配当金の額は、基準日ごとに区分して記載する（第1四半期末、中間期末、第3四半期末、期末、その他の5区分）。なお、第1四半期末、中間期末、第3四半期末、期末のそれぞれにつき、前期、当期（実績）、当期（予想）のいずれにおいても当該期末を基準日とする配当をしない場合（当期（予想）にあっては配当しない予想である場合）には、当該期末に係る記載欄は削除できる。「その他」の日（第1四半期末、中間期末、第3四半期末、期末以外の日）を基準日とする配当をしない場合（当期（予想）にあっては配当しない予想である場合）についても、同様に「その他」に係る記載欄を削除できる。なお、年間欄は、無配であっても削除しないこと。

（記載例…中間期末日及び期末日のみを基準日として現金配当を行う場合）

現金配当	1株当たり配当金(円)		
	中間期末	期末	年間
×年×月期			
□年□月期(実績)		—	
□年□月期(予想)	—		

- ・1株当たり配当金は、円単位で小数点以下第2位まで記載する（例：10円5銭の場合、10.05円）。
- ・配当をしない場合（又は配当しない予想である場合）には、当該欄には「—」を記入する。また、未定の場合は「未定」と記載する。
- ・年間欄は、第1四半期末、中間期末、第3四半期末、期末それぞれを基準日とする普通株式に係る現金配当（配当予想を含む。）の金額の合計を記載する。「その他」の日を基準日とする現金配当（配当予想を含む。）がある場合には、当該配当の金額を加算する。

- ・「その他」の日を基準日とする普通株式に係る現金配当（配当予想を含む。）がある場合には、「その他」欄に「有」と記載し、さらに欄外に「その他の内訳 別紙参照」と記載するとともに、別紙に当該配当の基準日、1株当たり配当金額を記載する。

（記載例…「その他」の日を基準日とする配当が2回の場合）

現金配当の「その他」の内訳

	1株当たり配当金(円)		
基準日	△月△日	◇月◇日	計
×年×月期			
□年□月期(実績)		—	
□年□月期(予想)	—		

- ・配当原資が資本剰余金である場合には、その旨及びその金額を別紙に記載する。

（記載例…中間期末日を基準日とする配当の配当原資が資本剰余金である場合）

○年○月中間期末日までを基準日とする現金配当のうち、資本剰余金を配当原資とする配当金の内訳は以下のとおりである。

基準日	中間期末
1株当たり配当金	円
配当金総額	百万円

- ・普通株式と権利関係の異なる種類株式（優先株、劣後株等）を発行している場合には、当該株式に係る配当金は、普通株式に係る配当金とは区分して別紙に記載するものとする。

（記載例…中間期末日及び期末日を基準日として種類株式に係る配当を行っている場合）

普通株式と権利関係の異なる種類株式に係る1株当たり配当金の内訳

基準日	中間期末	期末	年間合計
A種株式 ×年×月期			
□年□月期(実績)		—	
□年□月期(予想)	—		

- ・前期欄については、株式分割等を行った場合においても、前期の数値をそのまま記載する（遡及修正値等を記載する場合には、別途、別紙又は欄外に記載する。）。

※配当に関する記載については、本記載要領に従って記載するものとし、添付資料（中間財務諸表の注記事項（配当に関する注記）など）に記載がなされている場合であっても、必ず、中間決算短信（非連結）の1枚目（別紙を含む。）に記載する。

○中間期末配当金の内訳

- ・当中間期末日を基準日とする「配当金」に記念配当又は特別配当がある場合には、配当金の内訳を記載する。（該当事項がない場合は当該欄を削除できる。）

○現物配当

- ・前期又は当期に属するいずれかの日を基準日として現物配当（配当財産が金銭以外の場合をいう。）をした場合（又は現物配当を行う予想がある場合を含む。）には、現金配当欄の下に現物配当欄を設け、「現物配当有(別紙参照)」として記載するとともに、別紙に、基準日、配当財産の種類、配当財産の帳簿価額の総額及び1株当たり価額、配当財産の時価の総額及び1株当たり価額、効力発生日（予想の場合には、基準日、配当財産の種類、配当財産の帳簿価額の総額及び1株当たり価額）を記載する。
- ・株主に対して金銭分配請求権を付与する場合には、その旨及び金銭分配請求権を行使できる期間、配当財産に代えて支払うこととした1株当たりの金額及びその総額を記載する。また、一定の数未満の株式を有する株主に配当財産の割当てをしない場合にはその旨及びその数を記載する。

- ・現物配当（現物配当を行うに際して株主に対して付与する金銭分配請求権を含む。）は、1株当たり配当金の算定には含まない。

(5) その他

○業績予想の利用又は業績予想の開示形式に関する注意文言等の記載

- ・「経営成績及び財政状態」等における記載内容を参照すべき旨と参照ページを記載する。
- ・何らかの合理的な事情により、「中間決算短信（非連結）」を所定の様式に沿って作成していない場合には、その旨を記載する。なお、「経営成績及び財政状態」において、その理由を載する。

2 添付資料

(1) 企業集団の状況

- ・有価証券報告書の「事業の内容」に記載する「事業系統図」、「関係会社の状況（半期報告書において記載する予定の「関係会社の状況」の内容を含む）」等を利用し、親会社や重要な子会社等を分かりやすく記載する。
- ・上場会社の中間期末時点の子会社のうち、国内の証券市場に株式を上場（又は公開）している会社について、その会社名及び上場（公開）市場の名称を記載する。

(2) 経営方針並びに経営成績及び財政状態

- ・「定性的情報の記載要領」参照

(3) 中間財務諸表等

- ・中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書（当中間期、前年中間期及び前期の比較形式）並びに中間財務諸表作成の基本となる重要な事項を添付する。（中間財務諸表等規則に基づいて記載する。）
- ・「中間財務諸表作成の基本となる重要な事項」については、当中間期に中間財務諸表作成の基本となる重要な事項の変更があった場合（前期と比較して）には、その内容及び損益に与える影響額も記載する。
- ・中間財務諸表等規則において記載が求められる注記事項等（中間財務諸表等規則第5条の3から第5条の5まで、第5条の7から第5条の9まで及び第5条の18に定める注記事項等を除く。）を記載する（脚注形式でも別紙形式でも可）。ただし、中間貸借対照表、中間損益計算書上他の科目と区別して記載のあるもの又は「経営成績及び財政状態」等他の適当な箇所に記載があるものは注記を要しない。
- ・上記以外の中間財務諸表等規則において記載が求められる注記事項等（中間財務諸表等規則第5条の3から第5条の5まで、第5条の7から第5条の9まで及び第5条の18に定める注記事項等、以下に掲げる①～⑥の事項）については、別紙形式（注記の表題を掲げて表示する方式）で記載する（当中間期、前年中間期及び前期の比較形式）。

① リース取引

② 有価証券

③ デリバティブ取引

④ 持分法投資損益

⑤ ストック・オプション等（中間財務諸表規則第5条の8及び第5条の9に定める注記事項）

⑥ 継続企業の前提

※ ⑥継続企業の前提に関する注記は、適時開示規則第2条第1項第1号afの規定により、上場会社が、中間財務諸表等に継続企業の前提に関する事項を注記することを決定した場合、直ちに開示する必要がある（中間決算発表時であれば中間決算短信の添付資料に記載し、中間決算発表後であれば別途資料により開示を行う。）。

※ ⑥継続企業の前提に関する注記において、当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するために経営者が行った対応及び将来の計画を記載する場合は、定性的情報における「中長期的な会社の経営戦略」、「会社の対処すべき課題」、「経営成績」、「財政状態」の記述と内容的に重複するもの

であっても、当該記載欄に独立して記載するものとする。

- ・普通株式と権利関係の異なる種類株式（優先株、劣後株等）を発行している場合は、1株当たり中間（当期）純利益の計算内容並びに種類毎の期中平均株式数及び期末発行済株式数についても記載する。

(4) 生産、受注及び販売の状況（当中間期、前年中間期及び前期の比較形式）

- ・「経営成績及び財政状態」等他の適当な箇所に記載があるものは記載を要しない。

(5) その他

- ・記者会見、中間決算説明会（中間決算発表後一両日程度以内に実施されるもの）において使用することを目的に、中間決算短信及び上記(1)から(4)までの添付資料以外の内容を含む資料を作成した場合には、当該資料を中間決算発表資料に添付する、又は、「中間決算発表資料の追加（中間決算説明会資料）」等として開示する。

(注) 1 添付資料の金額単位は原則として中間決算短信（非連結）の1枚目と同一（百万円単位）とする。ただし、添付資料の金額単位が1枚目の金額単位未満（千円単位）となる場合は同一でなくてもかまわない。

- 2 リース取引、デリバティブ取引及びストック・オプション等に係る注記事項は、省略して開示しても差し支えないと判断できるものである場合は、記載を省略することができる（半期報告書がEDINETにより開示される場合に限る。）。この場合には項目名を削除せず、「EDINETにより開示を行うため記載を省略している」旨記載すること。なお、開示することを妨げるものではない。
- 3 中間決算期末後40日以内に中間決算発表をする会社については、中間決算発表時点までに注記事項（有価証券、持分法投資損益及び継続企業の前提に係る注記を除く。）の記載内容が定まっていない場合であっても、当該注記事項を省略して開示しても差し支えないと判断できるものであるときは、当該注記を省略して中間決算発表を行うことができる。なお、この場合には、各項目名を削除せず、「記載が可能になり次第『中間決算発表資料の追加』として開示する」旨及び追加開示の予定時期を記載し、中間決算発表時点で省略した注記事項については、中間決算期末後70日以内において記載が可能になり次第「中間決算発表資料の追加（注記事項【追加する注記事項の名称】）」（複数の注記事項について同時に追加開示する場合は、必ずしもすべての注記事項の名称を記載する必要はないが、複数の注記事項についての開示であることが分かるものとする。）として開示すること。
- 4 中間決算短信（非連結）の1枚目及び添付資料はA4判で作成する。また、1枚目の部分が2枚にわたる場合、表中の数値は1枚目に記載し、注記事項を2枚目に記載する。

平成〇年〇月期 決算短信(連結) [米国会計基準] 平成 年 月 日

上場会社名
コード番号
(URL <http://www.>)
代表者 役職名 氏名
問合せ先責任者 役職名 氏名 TEL () -
決算取締役会開催日 平成 年 月 日
親会社等の名称 (コード番号:) 親会社等における当社の議決権所有比率 %
米国会計基準採用の有無 有・無

1. 〇年〇月期の連結業績(平成 年 月 日～平成 年 月 日)

(1) 連結経営成績

	売上高	営業利益	税引前当期純利益
	百万円 %	百万円 %	百万円 %
〇年〇月期 ×年×月期			

	当期純利益	1株当たり 当期純利益	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	自己資本 当期純利益率	総資産税引前 当期純利益率	売上高税引前 当期純利益率
	百万円 %	円 銭	円 銭	%	%	%
〇年〇月期 ×年×月期						

(注)①持分法投資損益 〇年〇月期 百万円 ×年×月期 百万円
②期中平均株式数 〇年〇月期 株 ×年×月期 株
③会計処理の方法の変更 有・無
④売上高、営業利益、税引前当期純利益、当期純利益におけるパーセント表示は、対前期増減率

(2) 連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率	1株当たり純資産
	百万円	百万円	%	円 銭
〇年〇月期 ×年×月期				

(注)期末発行済株式数 〇年〇月期 株 ×年×月期 株

(3) 連結キャッシュ・フローの状況

	営業活動による キャッシュ・フロー	投資活動による キャッシュ・フロー	財務活動による キャッシュ・フロー	現金及び現金同等物 期末残高
	百万円	百万円	百万円	百万円
〇年〇月期 ×年×月期				

(4) 連結範囲及び持分法の適用に関する事項

連結子会社数 社 持分法適用非連結子会社数 社 持分法適用関連会社数 社

(5) 連結範囲及び持分法の適用の異動状況

連結(新規) 社 (除外) 社 持分法(新規) 社 (除外) 社

2. △年△月期の連結業績予想(平成 年 月 日～平成 年 月 日)

	売上高	税引前利益	当期純利益
	百万円	百万円	百万円
中間期 通期			

(参考) 1株当たり予想当期純利益(通期) 円 銭

※ 業績予想の利用又は業績予想の開示形式に関する注意文言等の記載欄

(参考)「注記事項」、「定性的情報」の決算発表時における省略の可否並びに追加開示の要否及び方法(一覧)

【注記事項】

注記事項	開示方法	決算発表時の省略	追加開示の要否、方法
セグメント情報	別紙形式	不可	
リース取引	別紙形式	可(EDINETにより有価証券報告書が開示される場合)	不要
関連当事者との取引 (本決算のみ)	別紙形式	決算期末後40日以内に決算発表を行う場合で、決算発表時に内容が定まっていな いときに可能	必要(決算期末後70日以内において記載 が可能になり次第、「決算発表資料の追 加(注記事項)」として開示)
税効果会計 (本決算のみ)	別紙形式	決算期末後40日以内に決算発表を行う場 合で、決算発表時に内容が定まっていな いときに可能	必要(決算期末後70日以内において記載 が可能になり次第、「決算発表資料の追 加(注記事項)」として開示)
有価証券	別紙形式	不可	
デリバティブ 取引	別紙形式	可(EDINETにより有価証券報告書 が開示される場合)	不要
退職給付 (本決算のみ)	別紙形式	決算期末後40日以内に決算発表を行う場 合で、決算発表時に内容が定まっていな いときに可能	必要(決算期末後70日以内において記載 が可能になり次第、「決算発表資料の追 加(注記事項)」として開示)
ストック・オ プション等	別紙形式	可(EDINETにより有価証券報告書 が開示される場合)	不要
継続企業の前提	別紙形式	記載の必要がない場合は記載不要	記載の必要が生じた場合は直ちに開示
持分法投資損 益(非連結)	別紙形式	不可	
上記以外の注 記事項	別紙形式 又は 脚注形式	決算期末後40日以内に決算発表を行う場 合で、決算発表時に内容が定まっていな いときに可能	必要(決算期末後70日以内において記載 が可能になり次第、「決算発表資料の追 加(注記事項)」として開示)

【定性的情報】

記載内容		記載の要否	決算発表時の省略	追加開示の要否、方法
経営方針	a 会社の経営の基本方針	原則必要	原則不可	
	b 会社の利益配分に関する基本方針	原則必要	原則不可	
	c 投資単位の引下げに関する考え方及び方針等	必須(投資単位が50万円以上の場合) (中間は任意)	決算発表時に内容が定まってい ない場合に可能	必要(決算期末後70日以内において記載 が可能になり次第、「決算発表資料の追 加(投資単位の引下げに関する事項)」 として開示)
	d 目標とする経営指標	原則必要	原則不可	
	e 中長期的な会社の経営戦略	原則必要	原則不可	
	f 会社の対処すべき課題	原則必要	原則不可	
	g 親会社等に関する事項	必須(親会社等がある場合) (中間は任意)	決算発表時に内容が定まってい ない場合に可能	必要(決算期末後70日以内において記載 が可能になり次第、「決算発表資料の追 加(親会社等に関する事項)」として開 示)
	h その他、会社の経営上重要な事項	原則必要	原則不可	
経営成績及び財政状態	a 経営成績	原則必要	原則不可	
	b 財政状態	原則必要	原則不可	
	c 事業等のリスク	原則必要	原則不可	

定性的情報の記載要領

重要な会社情報の適時かつ適切な開示を通じて、投資者の合理的な投資判断機会が確保されることは、投資者の有価証券市場に対する信頼を維持し、国民経済的に重要な我が国の有価証券市場の公正性・円滑性を確保する上で、必要かつ不可欠な条件です。こうした観点から、名古屋証券取引所（名証）では、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」（適時開示規則）において様々な会社情報の開示をお願いしておりますが、中でも上場会社の「決算に関する情報」は、上場会社の最新の経営成績・財政状態等に関する情報を包括的に提供するものであり、投資者の投資判断の基礎となる最も重要な情報の一つと位置づけられます。

上場会社の「決算に関する情報」には、通常、開示の対象となる事業年度（又は中間会計期間）に係る各種の財務諸表が含まれますが、投資者の合理的な投資判断を促す上では、そうした数値情報の開示だけでなく、その背景にある事業活動の状況等に関する上場会社の知り得る事実及び上場会社自身の分析等を同時に開示することによって、上場会社と投資者若しくは投資者間の情報格差を的確に是正することが求められます。

また、一般に投資者の投資判断は、上場会社が将来に生み出す利益、キャッシュ・フロー等に対する期待を反映するものであり、将来の事業活動に対する上場会社自身の方針、将来の経営成績及び財政状態に関する上場会社自身の予測の開示は、投資者の合理的な投資判断の形成に極めて大きな意義を有しています。この点につきましても、上記と同様に、発行会社と投資者若しくは投資者間の情報格差を是正するため、その的確な開示が求められるところです。

これらを踏まえて、名証では、平成11年4月以降、上場会社各社に対し「決算に関する情報」を開示する際の「決算短信」等の添付資料において、「定性的情報」（上場会社の経営方針、経営成績及び財政状態並びに予測財務情報等について、上場会社自身の見解を文書情報として記載したもの）の記載及びその内容の充実を継続的に要請しています。

(1) 定性的情報の開示に関する一般的な注意事項

- a 定性的情報の開示に際しては、その内容を「経営方針」と「経営成績及び財政状態」に区分し、それぞれの記載要領において掲げる項目を参考としつつ、上場会社各社の実態に応じて、可能な限り具体的にかつ平易に記述することが望まれます。
- b 記載要領において掲げられた項目（「投資単位の引下げに関する考え方及び方針等」及び「親会社等に関する事項」を除く。）は、あくまでも定性的情報の記載内容を例示するものにすぎず、それらの項目のすべてを記載することが常に求められるものではなく、また、記載要領に掲げられていない項目であっても、上場会社が投資者の投資判断に有益と判断する事項については、適宜、記載することが望まれます。
- c 「経営方針」と「経営成績及び財政状態」の記載内容、あるいはそれぞれの記載内容中の各項目において、相互に関連する内容を伴う場合には、その都度、投資者の的確な理解を促す観点から、適宜複合的に記載するなど適切な開示が望まれます。
- d 「投資単位の引下げに関する考え方及び方針等」及び「親会社等に関する事項」については、開示内容の取りまとめ作業等に時間を要し、決算短信等の早期開示の妨げになる場合には、別途、「決算発表資料の追加（投資単位の引下げに関する事項）」又は「決算発表資料の追加（親会社等に関する事項）」として開示することができます（追加開示は、遅くても決算期末後70日以内において、開示が可能になり次第速やかに行ってください。）。

※ 当該項目については、決算発表時に開示する資料においては項目名を削除せず、「記載が可能になり次第『決算発表資料の追加』として開示する」旨及び追加開示の予定時期を記載してください。

また、当該項目については、各項目の記載要領に示す内容を包含する他の資料（例えば事業報告書等）がある場合には、当該資料の全部又は該当部分をTDnet登録することで、代替することも可能です。この場合には、表題に「決算発表資料の追加（親会社等に関する事項）・事業報告書」のように代替する資料の名称も付記してください。

※ 決算発表時に、これらの項目を事業報告書等により代替して開示することも可能です。この場合も、決算発表時に添付資料の項目名は削除せず、「他の資料により代替して開示する」旨記載し、事業報告書等の開示については表題に「決算発表資料の追加（親会社等に関する事項）・事業報告書」のように代替する資料の名称を付記してください。

(2) 「経営方針」の記載要領

a 会社の経営の基本方針

会社経営において重視している項目（株主、投資者の経営上の位置付けも含む。）について記載する。

<記載上の留意点>

当該項目については、「企業のポリシー」や「スローガン」といった抽象的な内容を掲げる場合が多く見られますが、そうした内容を記載する場合でも、そうした方針の背景や、その方針に基づくことによって長期的に会社にどのような利益が生ずる見通しであるかなどを含めて、平易かつ具体的な記載が望まれます。

b 会社の利益配分に関する基本方針

会社のさまざまな利害関係者間における利益配分、利益調整に関する基本的な方針、剰余金の配当等に関する基本的な考え方、内部留保資金の使途などについて記載する。

なお、剰余金の配当について、目標配当性向、目標純資産配当率等を設定している場合には、その理由及び具体的な目標数値について記載する。

<記載上の留意点>

利害関係者間における利益配分に関する基本的な方針の記載内容については、会社の株主に対する剰余金の配当の視点に限定されるものではありませんのでご注意ください（例えば、自己株式の取得や取締役に対する報酬や取締役及び従業員に対するストック・オプション等の付与も利益配分の範疇に含まれますので、これらに関する基本的な考え方等を記載の対象とすることも想定されます。）。さらに、内部留保資金の使途についても、後述の「e 中長期的な会社の経営戦略」等の記載を踏まえ、具体的な設備投資計画と関連づけた記載が望まれるところとなります。

c 投資単位の引下げに関する考え方及び方針等

※ 適時開示規則第2条第10項の規定により、最近の投資単位が50万円以上の上場会社は、事業年度に係る決算発表時における当該項目の開示が義務付けられています（中間決算発表時における当該項目の開示については、任意となります。）。

現在の投資単位に対する会社としての認識や考え方及び将来の投資単位の引下げに対する会社としての具体的施策や方針等を記載する（方針等に関する記載については、時限を明示する等具体的なイメージを伴うような記述、例えば「株券不発行制度導入時期を目途に投資単位の引下げを実施することを検討している」といった記述が望まれます。）。

＜記載上の留意点＞

現状の投資単位に対する認識は、会社として現状の株価水準の高低をコメントしていただく趣旨のものではありません。名証市場における投資単位の分布において、自社のおかれている現状の水準についてコメントするようお願いします。

また、会社としての具体的施策や方針等の記載においては、「株式の分割」や「単元株数数のくくり直し」等、できる限り具体的な施策に関する方針や（既に実施を決定している場合は）その実施要領等を記載してください。

なお、具体的な投資単位の引下げに関する方針が現状存在しない場合や特別の事情等で当面投資単位の引下げが困難であると考えられる場合、又は投資単位の引下げについて特別の措置を必要としないと考えられる場合には、その理由等についてもご記載いただくようお願いします。

d 目標とする経営指標

会社が、目標として選択した経営指標（例えば、目標ROE、ROAなど）の内容、具体的な目標数値の水準、当該指標を目標として採用した理由、目標の達成に向けた具体的な取り組みなどについて記載する。

なお、何らかの事情により目標とする経営指標等を有していない場合には、その旨と障害となっている事項等について記載する。

＜記載上の留意点＞

会社が目標として掲げる経営指標等については、それぞれの経営実態によって異なると考えられますので、採用の理由に係る記載や目標達成に向けた具体的な取り組み等の記載が特に求められます(注)。なお、会社が独自の経営指標を導入している場合には、その算出方法や独自指標を採用する理由等についても、相対的に詳細な記載が望まれます。

また、既に開示された目標数値等がある場合には、その達成状況等についても（後述の「e 中長期的な会社の経営戦略」等の記載と関連づけながら、）継続的に記載することが望まれますし、既に開示された経営指標や具体的な目標数値の水準について変更を行う場合には、その理由についても記載すべきと考えられます。

(注) ROE (ROA) については、指標としての認知度が相対的に高く、実際の開示事例を見ても記載頻度が高いものとなっているため、これらの指標を目標として有している場合には、他社との比較可能性の観点からも、積極的な記載が望まれます。

e 中長期的な会社の経営戦略

会社が中長期的に検討している経営上の戦略(設備投資計画、合理化計画、重点的な研究開発及び投資分野、合併や買収等の企業結合なども含む。)の内容及びその背景等について記載する。

また、既に開示又は実施している中期計画等がある場合にはその概要や進捗状況、あるいは直近に終了した中期計画等の達成状況及びこれらに対する評価についても記載する。特に、債務免除等の金融支援を受けている場合や継続企業の前提に関する注記事項において会社としての改善計画を公表している場合は、開示されている再建計画の進捗状況（計画の進捗が順調である場合にはその旨、計画との乖離が生じている場合にはその要因及びその後の再建計画に及ぼす影響等を含む。）を具体的に記載する。その場合、資産・負債・損益の見通しを含め、計画（事業再構築計画、資金調達計画、債務弁済計画等）との対比を数値や図表等を用いわかりやすく記載する。

＜記載上の留意点＞

上記のaからdまでの記載等と関連付けながら、また、個々の経営戦略を選択するに至った背景、経営判断の内容等についても言及しつつ、具体的に記載することが望まれます。

f 会社の対処すべき課題

会社が認識している事業上及び財務上の対処すべき課題について、その内容及び対処方法などを記載する。

＜記載上の留意点＞

各社の経営実態に応じて記載することが望めます。

なお、将来的に会社の事業運営、財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があることを認識している事項についても、当該内容の一部として記載することが望めます。

g 親会社等に関する事項

※ 原則として、最近事業年度の末日現在の状況について記載してください。ただし、その後、親会社又は「上場会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社」の異動が生じた場合は、その状況を踏まえて最近日現在の状況について記載してください。

※ 適時開示規則第2条第11項の規定により、親会社等を有する上場会社は事業年度に係る決算発表時における当該項目の開示が義務づけられています（中間決算発表時における当該項目の開示については、任意となります。）。

※ 「親会社等」とは、「親会社（注1）」及び「上場会社が他の会社の関連会社（注2）である場合における当該他の会社（注3）」のことをいいます。

（注1） 親会社：財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下、「財務諸表等規則」という。）第8条第3項に規定する親会社

（注2） 関連会社：財務諸表等規則第8条第5項に規定する関連会社

（注3） 「上場会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社」は、財務諸表等規則第8条第16項第4号に規定する「その他の関係会社」と同義です。

※ 非上場の親会社等を有している上場会社に限らず、親会社等を有している上場会社全社に適用になります。また、親会社等が複数ある場合には、すべての親会社等についての記載が必要になります。

親会社等の状況及び親会社等と上場会社との関係等について以下の事項を記載する（親会社等を有しない場合は、その旨記載する。）。

(1) 親会社等の商号等

①親会社等の商号又は名称、②上場会社の議決権に対する親会社等の所有割合（間接所有を含んだ割合を記載するとともに、間接所有の割合を内書きとして記載する。）、③親会社等が発行する株券が上場されている証券取引所等（外国の証券取引所及び組織された店頭市場を含む。）の商号又は名称を記載する。

【開示例】

（平成〇年〇月〇日現在）

親会社等	属性 (※1)	親会社等の議決権所有割合 (%) (※2)	親会社等が発行する株券が上場されている証券取引所等 (※3)
〇〇株式会社	親会社	51.00 (40.00)	株式会社●●証券取引所 市場第一部 ▲▲証券取引所 (米国)
株式会社△△	上場会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社	30.00	なし

(注) 親会社等の議決権所有割合欄の()内は、間接被所有割合で内数である。

※1 「親会社」又は「上場会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社」の別を記載する。

※2 間接所有を含んだ割合を記載するとともに、間接所有の割合を内書きとして記載する。

※3 複数ある場合はすべて記載する。

- (2) 親会社等のうち、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社の商号又は名称及びその理由

親会社等が複数ある場合は、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社の商号又は名称及びその理由を記載する。上場会社に与える影響が最も大きい会社が複数ある（影響が同等である）場合は、そのすべての会社について記載し、影響が同等である理由を記載する。

（親会社等が複数でない場合は、この項目を設ける必要はありません。）

- (3) 非上場の親会社等に関する会社情報の適時開示の免除の理由

親会社等（親会社等が複数ある場合には、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社。上場会社に与える影響が最も大きい会社が複数ある（影響が同等である）場合は、上場会社が選択したいずれか1社）が、国内の証券取引所に上場されている株券の発行者及び外国の証券取引所若しくは組織された店頭市場において上場若しくは継続的に取引されている株券（預託証券を含む。）の発行者でない場合で、当該親会社等について、非上場の親会社等に係る会社情報の適時開示が免除されているとき（適時開示規則の取扱い1の2(3)ただし書の適用を受ける場合）は、当該免除を求めるにあたり当取引所に提示した理由を記載する。

（該当しない場合は、この項目を設ける必要はありません。）

- (4) 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係
親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けや親会社等からの独立性の確保の状況等について、以下の事項を記載する。

- ① 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けについて、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的・資本的关系などの面から記載してください。特に、親会社等又はそのグループ企業との間で、役員・従業員の上場会社役員との兼務や相当数の出向者の受入れがある場合^(注)、金銭等の貸借関係、保証・被保証関係等がある場合、主要な製品に係るライセンス等の供与がある場合、営業取引における依存度合いが著しく高い場合、重要な製造設備等について賃貸借関係等がある場合などにあっては、これらの状況（数、金額、構成比等を用いて具体的に）及びそのような形態を採っている理由を記載することが望まれます。

(注) 親会社等又はそのグループ企業の役員又は従業員が、上場会社の役員を兼務している場合及び親会社等又はそのグループ企業から出向者の受入れがある場合には、その内容（人数、役職（出向者の場合は部署名）、親会社等又はそのグループ企業名等）及び理由について記載することが望まれます（別紙開示例を参照ください。）。

- ② ①の記載を踏まえ、親会社等の企業グループに属することによる事業上の制約、リスク及びメリット、また、上場会社が、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的・資本的关系などの面から受ける経営・事業活動への影響等についても記載してください。

- ③ 上場会社は、親会社等の企業グループとしての経営方針や親会社等による議決権保有・行使による影響を受けて活動する中においても、上場会社として、事業活動や経営判断において一定の独立性を有することが必要となりますが、②に記載した親会社等の企業グループに属することによる事業上の制約、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的・資本的关系などの面から受ける経営・事業活動への影響等がある中における、親会社等からの一定の独立性の確保に関する考え方及びそのための施策について記載してください。

- ④ ①～③を踏まえて、親会社等からの一定の独立性の確保の状況について、理由を含めて記載してください。

なお、親会社等が複数ある場合は、各社ごとに記載していただいても構いませんし、まとめて記載していただいても構いません。

親会社等の企業グループにおける上場会社の位置けや親会社等からの独立性の確保の状況等については、親会社等の企業グループとの関係とそれらが上場会社の独立性に及ぼす影響等及び独立性の確保に関する施策などを関連づけて記載することが望まれます。開示例を別紙に掲げておりますのでご参照ください。

(5) 親会社等との取引に関する事項

「関連当事者との取引」に関する注記（財務諸表等規則第8条の10又は連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の4）のうち、親会社等との取引に関する事項を記載する。

ただし、決算短信において、財務諸表又は連結財務諸表中に、「関連当事者との取引」に関する注記を記載している場合には、当該注記を参照する旨を記載することで足りる。

h その他、会社の経営上の重要な事項（役員との間の重要な取引に関する事項等）

特に、役員との間で重要な資金、取引等の関係がある場合には、当該関係に係る基本的な考え方を記載してください。

(3) 「経営成績及び財政状態」の記載要領

前述の「経営方針」における記載内容を踏まえ、それぞれ以下に掲げる項目を考慮しつつ、会社の実態に応じて具体的に記述するよう要請しています。

なお、以下の内容は、事業年度に係る決算発表時の記載内容を前提としているため、中間会計期間に係る決算発表時の記載に際しては、「当該事業年度」を「当該中間会計期間」に、「次事業年度」を「（下半期を含めた）事業年度」に置き換えてご覧ください。

a 経営成績（有価証券報告書において記載する「財政状態及び経営成績の分析」の内容が定まっている場合には、その内容を踏まえて記載する。）

- ・決算発表の対象となる事業年度（以下、「当該事業年度」とします。）における生産、販売、損益など、当該事業年度における上場会社の業績全般及びセグメント別の動向に関する分析

＜記載上の留意点＞

当該事業年度における主な勘定科目等の増減の状況だけでなく、当該事業年度の業績に重要な影響（好影響と悪影響の双方を含む。）を与えた上場会社自身が判断する事実、取引、契約並びに経済的な環境変化の内容及びその影響の程度について記載する。

また、当該事業年度に影響を与えた事象が、次事業年度以降の業績に影響（好影響と悪影響の双方を含む。）を与える可能性に関する決算発表時点の上場会社の見通しについても記載する。

- ・次事業年度の実績、生産、販売、損益など、次事業年度における上場会社の業績全般及びセグメント別の実績及びその前提条件等に関する分析

＜記載上の留意点＞

次事業年度における主な勘定科目等の増減見通しだけでなく、次事業年度以降の業績において重要な影響（好影響と悪影響の双方を含む。）を与える可能性がある重要な経営上の施策（合併・買収等の企業結合、重要な設備投資、新製品の企業化等）がある場合には、その概要及びその影響の程度について記載する。

- ・次事業年度以降において、当該事業年度に至るまでの業績推移から読み取れないトレンドの変化が予想される場合にはその主な要因
- ・何らかの合理的な事情で次事業年度等に係る予想数値が開示できない場合は、その旨及びその主な要因
- ・当該事業年度等の利益処分に関する事項その他重要な事項

b 財政状態（有価証券報告書において記載する「財政状態及び経営成績の分析」の内容が定まっている場合には、その内容を踏まえて記載する。）

- ・当該事業年度等における資産、負債、純資産及びキャッシュ・フローの状況に関する分析（増減の状況及びその主な要因）
 - ・次事業年度等の資産、負債、純資産及びキャッシュ・フローの状況に関する見通し及び次事業年度等のキャッシュ・フローに重要な影響（好影響と悪影響の双方を含む。）を与える事象（例えば、重要な資産等の購入又は処分、借入れ枠の設定状況などを含む。）がある場合にはその内容とその影響の程度に関する分析
 - ・次事業年度以降において、当該事業年度に至るまでの財政状態の推移から読み取れないトレンドの変化が予想される場合にはその主な要因
 - ・「自己資本比率」、「時価ベースの自己資本比率（株式時価総額／総資産）」、「債務償還年数（有利子負債／営業キャッシュ・フロー）」、「インタレスト・カバレッジ・レシオ（営業キャッシュ・フロー／利払い）」に関する、同一の算定基準に基づく2～5年程度のトレンド
- ※ 有利子負債、利払いの各項目については算出に利用した数字のベースについて注記すること。また、営業キャッシュ・フロー以外を利用して算出する場合（例えばフリー・キャッシュ・フロー）はその旨を注記すること。なお、昨年度と計算方法を変更した場合には、変更理由と遡及数値を掲載すること。

【開 示 例】

	平成○年	平成□年	平成×年	平成△年	平成●年
自己資本比率	○○. ○%	○○. ○%	○○. ○%	○○. ○%	○○. ○%
時価ベースの自己資本比率	△△. △%	△△. △%	△△. △%	△△. △%	△△. △%
債務償還年数	○. ○年	○. ○年	○. ○年	○. ○年	○. ○年
インタレスト・カバレッジ・レシオ	□□. □	□□. □	□□. □	□□. □	□□. □

時価ベースの自己資本比率：株式時価総額／総資産

債務償還年数：有利子負債／営業キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ：営業キャッシュ・フロー／利払い

※ いずれも連結ベースの財務数値により計算している。

※ キャッシュ・フローは営業キャッシュ・フローを利用している。有利子負債は貸借対照表に計上されている負債のうち利子を支払っている全ての負債を対象としている。

c 事業等のリスク（有価証券報告書において記載する「事業等のリスク」の内容が定まっている場合には、その内容を踏まえて記載する。）

経営成績及び財政状態の記載の前提として、会社によって制御が困難な経済的な環境変化等のリスクや、経営成績又は財政状態の異常な変動、特定取引先への依存、特有の法規制などの特別な事情について会社が認識している場合には、その内容及びリスクの程度について記載する。

親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けや親会社等からの独立性の確保の状況等についての開示例

親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けや親会社等からの独立性の確保の状況等については、親会社等の企業グループとの関係とそれらが上場会社の独立性に及ぼす影響等及び独立性の確保に関する施策などを関連づけて記載することが望まれます。参考までに開示例の骨子を掲げると以下のとおりです。

なお、親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けや親会社等からの独立性の確保の状況等は、それぞれ上場会社によって異なると考えられますので、参考例1～参考例3の骨子を合わせた記載のほか、開示例に限らず広範、かつ、具体的にご記載いただくようお願いします。

	参考1 (営業取引における依存度 合いが著しく高い場合)	参考2 (役員・従業員の上場会社 役員との兼務や相当数の出 向者の受入れがある場合)	参考3 (主要な製品に係るライセ ンス等の供与や重要な設備 等について賃貸借関係等が ある場合)
①親会社等の 企業グループ における上場 会社の位置付 け、親会社等 やそのグルー プ企業との取 引関係や人的・資本的関係	(株)〇〇は当社議決権の△%を所有する親会社です。当社は親会社の企業グループの中で□□事業分野に属し××事業を担う唯一の企業であります。当社は親会社の企業グループから◇◇製品の一部品である●●の生産を受託しており、●●の親会社の企業グループに対する売上比率は約▲%となっております。	当社及び親会社の企業グループは、〇〇に関するサービスを提供しております。このうち当社は△△に関する事業を行っており、親会社の企業グループと類似した事業を営んでいますが、□□の点で事業領域が異なっております。当社は△△事業を推進するに当たり、親会社の企業グループとの一定の協力関係を保つ必要があります。そこで、当社には親会社との経営情報及び技術ノウハウの交換等を目的として、親会社との兼任取締役×名が就任しております。また、当社の◇◇部門の●●を目的として親会社の企業グループから▲名を出向者として受け入れております。	当社は親会社である(株)〇〇の△△事業部門を分離独立して設立されたことから、□□に関する基本的な技術は親会社が有しており、親会社と□□技術に関するライセンス契約を締結しています。また、当該ライセンス契約に基づき売上高の×%をロイヤリティーとして親会社に支払っているほか、当社の支店●店のうち▲店の親会社からの賃借や…などの取引関係があります。その概要は以下のとおりです。(最近事業年度の取引内容や、金額、比率などを表形式などにより記載(「関連当事者との取引」に関する注記を記載している場合にはその旨))
②親会社等の 企業グループ に属すること による事業上 の制約、リス ク及びメリッ ト、親会社等 やそのグルー	(株)〇〇は当社の議決権の△%を所有しておりますが、事業活動を行う上での承認事項など親会社からの制約はありません。親会社の企業グループは当社の大口、かつ、安定した取引先ですが、親会社の企業グル	当社は、…といった効率的な事業運営や…などの顧客満足度の向上を目的として、親会社の企業グループと一定の協力関係を構築しております。このような中、当社の取締役◆名のうち社外取締役である×名は親会	親会社とのライセンス契約に基づく□□技術を用いた当社製品の売上高は◆◆百万円、総売上高の▽%となっており、本ライセンス契約が更新されない場合には当社の業績に影響を及ぼします。また、親会社の△△

	参考1 (営業取引における依存度 合いが著しく高い場合)	参考2 (役員・従業員の上場会社 役員との兼務や相当数の出 向者の受入れがある場合)	参考3 (主要な製品に係るライセ ンス等の供与や重要な設備 等について賃貸借関係等が ある場合)
プ企業との取引関係や人的・資金的関係などの面から受ける経営・事業活動への影響等	ープに対する売上比率が約▲%と高いため、当社の業績は親会社の企業グループにおける◇◇製品の販売動向に大きく依存する状況にあります。	社の取締役を兼任していることから、親会社の▽▽に関する方針などが当社の経営方針の決定等について、影響を及ぼし得る状況にあります。また、現状◇◇部門の従業員▼名のうち▲名は親会社の企業グループからの出向者であり、当社の◇◇は当該出向者に相当程度依存している状況にあります。	事業部門を分離独立して設立されたことから、親会社からの支店の賃借や…などの取引関係を有しており、当社の事業基盤の一部について親会社に依存している状況にあります。 なお、親会社とのライセンス契約は契約当事者からの申し出がない限り2年毎に自動更新されることとなっており、現在当該契約が更新されない事象を認識していません。
③親会社等の企業グループに属することによる事業上の制約、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的・資金的関係などの面から受ける経営・事業活動への影響等がある中における、親会社等からの一定の独立性の確保に関する考え方及びそのための施策	当社の親会社の企業グループへの売上比率は高いものの、当社では独自の研究開発、市場調査、企画、購買、生産、販売活動を行ったうえで、親会社の企業グループへ●●を販売しております。親会社の企業グループとの取引条件は各企業と個別協議により決定されており、その他親会社の企業グループ外企業の取引条件と同様のものとなっております。また、当社は親会社の企業グループからの事業活動の独立性を高めるため、親会社の企業グループ外への販売経路の拡大にも努めており、親会社の企業グループに対する売上比率も漸次低下する見込みです。	当社は、親会社の企業グループと類似した事業を営んでいますが、□□の点で明確な事業の棲分けがなされており、親会社の企業グループから当社の自由な事業活動を阻害される状況にはないと考えております。また、当社は、親会社との経営情報及び技術ノウハウの交換等を目的として、親会社から兼任取締役が就任しておりますが、当社の取締役のうち親会社の兼任取締役は×名と半数に至る状況にはなく、その就任は当社からの要請に基づくものであることから、独自の経営判断が行える状況にあると考えております。今後は、経営の独立性を一層高める観点から、親会社の企業グループ外からの社外取締役の登用も検討しております。また、当社の◇◇部門へ親会社の企業グループから相当数の出向者を受け入れておりますが、これは●●を目的として当社が依頼したものであります。さら	当社では独自の研究開発活動を行っており、親会社とのライセンス契約に基づく□□技術を用いない当社製品の売上高は総売上高の▼%であり、当該ライセンス契約に基づく技術のみに依存している状況にはありません。また、親会社との賃貸取引等は、…に関する部分であり、当社の事業方針や事業基盤の根幹に影響を与えるものではないと考えております。さらに、親会社からの支店賃借や…などの取引は、…のために現状当社にとって必要な取引であると認識しておりますが、当社独自の体制整備に伴い順次解消しております。なお、親会社との取引条件等は近隣相場や市場価格を参考に双方協議のうえ合理的に決定されております。

	参考1 (営業取引における依存度 合いが著しく高い場合)	参考2 (役員・従業員の上場会社 役員との兼務や相当数の出 向者の受入れがある場合)	参考3 (主要な製品に係るライセ ンス等の供与や重要な設備 等について賃貸借関係等が ある場合)
		に、出向者のうち管理職な どの重要な役職にある者は おりません。近年◇◇部門 の●●が図られてきたこと から、今後は出向者の帰任 やプロパー社員の採用の拡 大、また、出向者の転籍な どにより出向関係の解消が 進むと考えております。	
④親会社等か らの一定の独 立性の確保の 状況(理由を 含む)	親会社からの事業上の制約 はなく、独自に事業活動 を行っており、また、親会社 の企業グループへの価格交 渉力を有するなど、親会社 からの一定の独立性が確保 されていると考えていま す。	当社は親会社の企業グルー プと緊密な協力関係を保ち ながら事業展開する方針で ありますが、親会社の企業 グループとの事業の棲分け がなされており、親会社兼 任取締役の就任状況や出向 者の状況は、独自の経営判 断を妨げるほどのものでは なく、一定の独立性が確保 されていると認識しており ます。	当社は、親会社とのライセ ンス契約や賃貸取引等、事 業基盤の一部を親会社へ依 存しております。しかしな がら、当社独自製品の売上 構成比は▼%と低いもので はないと認識しておりま す。また、親会社との賃貸 取引等は、当社の事業基盤 全体に影響を与えるもので はありません。よって、親 会社との取引は、当社全体 としての独立性を妨げるほ どのものではないと考えて います。

(役員の兼務状況)

役職	氏名	親会社等又はそのグループ企業で の役職	就任理由
非常勤取締役	××	親会社〇〇(株) 取締役技術本部長	技術ノウハウの交換等のため当社か ら就任を依頼

(注) 当社の取締役●名、監査役▲名のうち、親会社との兼任役員は当該1名のみである。

(出向者の受入れ状況)

部署名	人数	出向元の親会社等又はそのグルー プ企業名	出向者受入れ理由
〇〇部	□名	親会社●●(株)	〇〇部門強化のため当社から依頼
××部	△名	親会社の子会社(株)▲▲	××部門強化のため当社から依頼

(注) 平成〇年△月現在の当社の従業員数は●名である。